

奈良市環境教育基本方針

一人ひとりが学び
自ら考え
行動を実践する人づくり



いつでも



どこでも



だれでも



奈良市

はじめに



奈良市は、日本初の本格的な首都として栄え、絢爛たる天平文化が花開いた日本の文化の始まりの地であり、2010年には平城遷都 1300 年を迎えます。「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録された歴史的文化遺産や、これらと一体となった豊かな自然環境は、先人たちが悠久の時をつなぎ、連綿と守り伝えてこられた賜物であり、私たちはこの恵まれた歴史・文化や自然と共に生きてまいりました。

しかし、今、私たちの身の回りを見ますと、利便性・効率性を追求した生活様式やそれを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動によって、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題が顕在化し、地球規模かつ将来世代への影響が懸念されています。

こうした問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの問題として考え、環境に配慮した行動を実践することが求められています。そのため、子どもから大人まであらゆる人を対象とし、自主的に行動できる人を育てる「環境教育」が重要となっています。

このことから、環境教育の施策を総合的・体系的に推進するため、このたび「奈良市環境教育基本方針」を策定いたしました。本方針は、市民・家庭、地域、学校、市民活動団体、事業者、観光客等、そして行政のそれぞれの主体が自主的に環境教育を推進していくための方向性や具体的な取り組みを示しています。

私たちは、かけがえのない地球環境の中で生きているということを認識し、歴史・文化や自然と共生している奈良らしさを将来の世代に引き継いでいかなければなりません。日本には古来より、「もったいない」という言葉がありますが、これは自然やものを大切にするとともに、敬意や感謝の気持ちが込められた日本独特の表現です。市民の皆様方におかれましても、「もったいない」の心を大切にしながら、学び、自ら考え、できることから行動を実践していただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本方針の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言等を賜りました、奈良市環境審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様方に心からお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

奈良市長 藤原 昭

目 次

第 1 章 基本的事項

1.1 環境教育の重要性	1
1.2 策定の背景	2
1.3 策定の目的	2
1.4 位置づけ	3
1.5 方針の対象	3

第 2 章 現状と課題

2.1 奈良市の環境の特徴	4
2.2 主体別の環境教育の現状と課題	8

第 3 章 総合目標と基本方針

3.1 総合目標	14
3.2 基本方針	15
3.3 奈良市独自の視点	15

第 4 章 環境教育の推進

4.1 環境配慮行動の実践に向けた施策	17
4.2 各主体の役割	19
4.3 発達段階別の取り組みの方向性	24
4.4 発達段階別の具体的な取り組み	25
4.5 地域で学べる環境教育テーマ	32

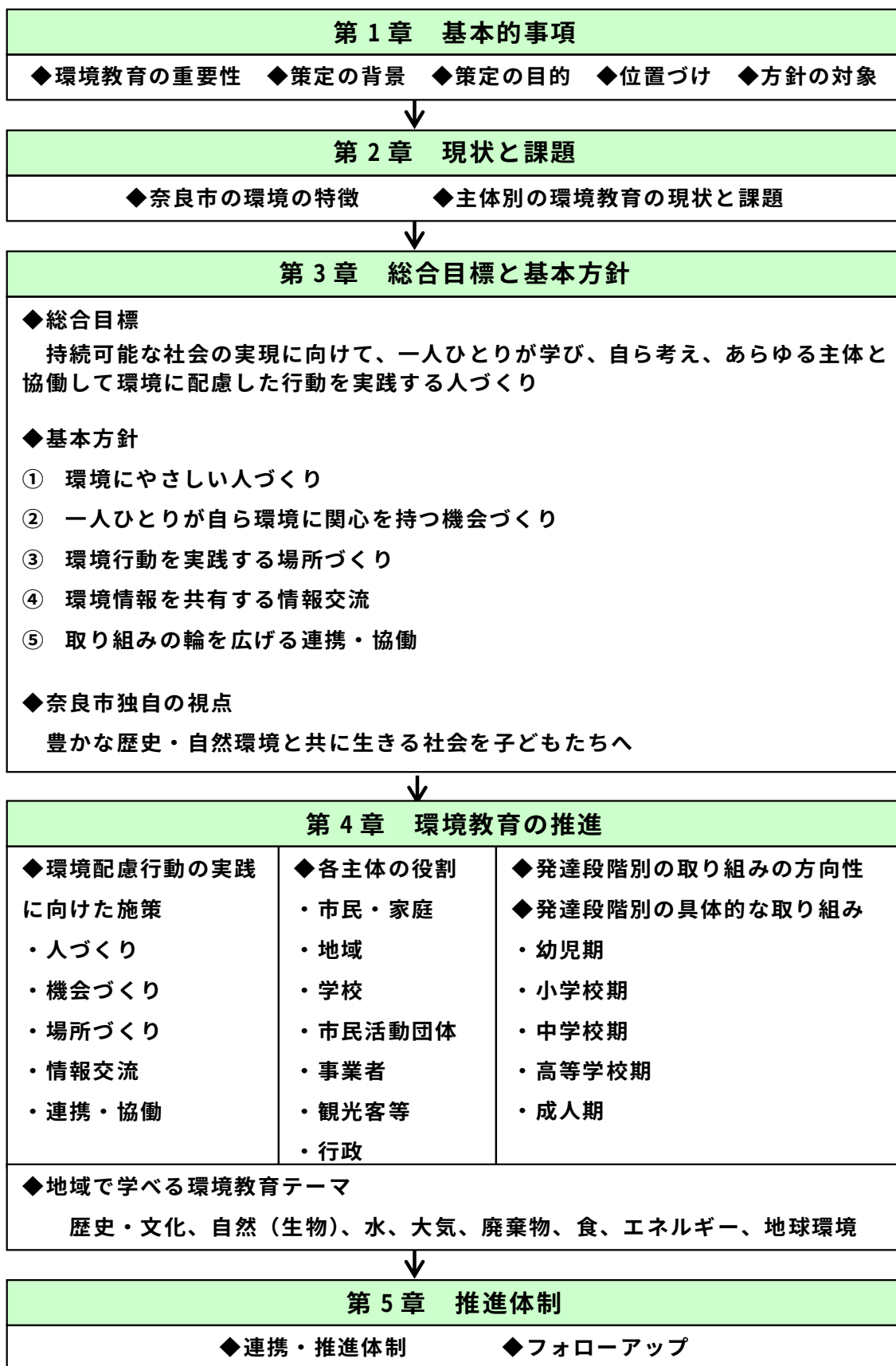
第 5 章 推進体制

5.1 連携・推進体制	45
5.2 フォローアップ	45

資料編

写真提供 A：奈良市観光協会
B：矢野建彦

奈良市環境教育基本方針の体系



第1章 基本的事項

1.1 環境教育の重要性

地球温暖化や身近な自然の減少、ごみ問題など、今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や、利便性・効率性を追求した生活様式に起因しており、地球規模の広がりや将来世代への広がりが懸念されています。

このような環境問題を解決し、社会全体を環境に配慮したものへと変えていくためには、現在の社会経済システムや私たち一人ひとりのライフスタイルを根本から見直すことが必要です。

そのためには、環境問題に関心を持ち、自ら考え、自主的に行動できる人を育てる環境教育が重要になります。環境教育は、子どもから大人まで生涯を通じてあらゆる場で、環境問題を知識として理解するだけでなく、体験を通していのちの大切さを学び、具体的な行動を実践する人づくりという視点が求められます。

また、家庭、学校、事業者、行政などすべての主体が、それぞれの役割を認識し、お互いに協力しながら、環境教育を推進していくことが重要です。



■「環境教育」の定義■

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」において、“「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう”と定義されています。

本基本方針でもこの定義にのっとり、「環境教育」と表記します。

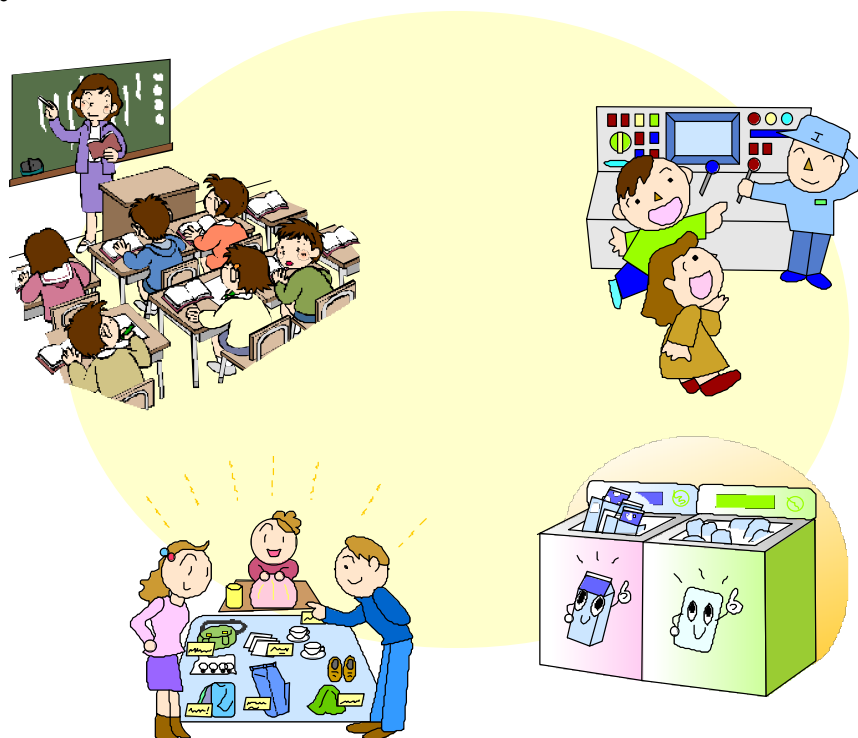
1.2 策定の背景

本市においてはこれまで、様々な環境保全施策を推進し、学校教育や社会教育の分野においては多様な環境にかかわる教育・学習活動を実施してきました。公民館などでは環境に関する講座や自然体験学習などがあり、学校では本市の特色を生かした世界遺産学習や身近な自然にふれる授業などが行われています。

一方、地域、市民活動団体、寺社などでも環境教育につながる取り組みが実施され、事業者においても企業の社会的責任（CSR）が求められており、環境に配慮した企業活動が実践されています。

これらの環境教育に関する取り組みは、個別に成果を出していますが、あらゆる主体の参加により様々な取り組みの連携・協働を図り、その輪をさらに広げていく必要があります。

このような背景から、本市の地域特性、環境教育の実績等を踏まえ、それぞれの主体が自発的に環境教育を推進するための基本的な方向性を示すとともに、それを総合的、体系的、効果的に進めるためのガイドラインとして「奈良市環境教育基本方針」を策定することとしました。



1.3 策定の目的

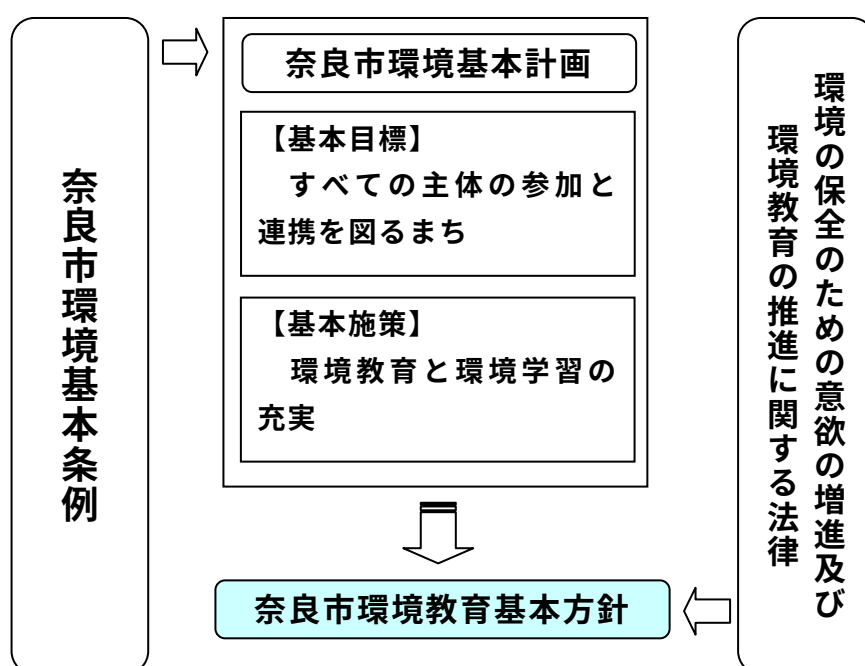
環境問題が深刻・多様化する中で、本市の豊かな歴史的文化遺産や調和のとれた自然環境がもたらしている“奈良らしさ”を現在のもとより将来の世代にまで引き継ぎ、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が自発的に参加・連携し、それぞれの役割を果たしつつ、協働によって環境教育や環境保全活動を継続的に進めていくための、基本的な考え方や方向性を示すことを目的としています。

1.4 位置づけ

本市では、平成 11 年 3 月「奈良市環境基本条例」を制定、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための「奈良市環境基本計画」を策定し、「すべての主体の参加と連携を図るまち」を基本目標として、“環境教育と環境学習の充実”を基本施策として掲げています。

平成 16 年 10 月「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が完全施行され、第 8 条では「地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めること」となっています。

「奈良市環境教育基本方針」は、本市の条例と国の法律に基づいて策定するものです。



1.5 方針の対象

主体：

「市民・家庭」「地域」「学校」「市民活動団体」「事業者」「観光客等」「行政」

これらを主体として、それぞれの役割と行動を示します。

テーマ：

「歴史・文化」「自然（生物）」「水」「大気」「廃棄物」「食」「エネルギー」「地球環境」

私たちの生活に身近なものと、本市の特徴である歴史を加えたテーマに分類し、環境教育に活用しやすい素材を示します。

それぞれのテーマは相互に関連しているため、テーマの枠にとらわれることなく総合的に取り組みましょう。

第2章 現状と課題

2.1 奈良市の環境の特徴

環境教育を進めていくうえで、本市の環境の特徴を理解しておくことはとても重要です。ここでは、本市の環境の特徴についてまとめ、それらの特性・資源環境特性・環境資源を有効に活用し、環境に関する興味や関心を持てるような環境教育の素材を明らかにします。

(1) 歴史環境

本市は、710年に平城京が築かれ、絢爛たる天平文化が花開きました。またそれ以前の時代に造られた古墳や遺跡なども各地に見られ、悠久の歴史の中で先人が自然と共に生き、数多くの歴史的文化遺産を守り伝えてきました。平成10年12月に「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録された8資産群(東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡)をはじめ、国宝や重要文化財、史跡、名勝、天然記念物などの指定文化財、さらに文化財を支える選定保存技術などを有し、指定文化財件数の多い都市のひとつとなっています。

また、歴史的風土保存区域に指定されている春日山、平城宮跡、西ノ京は、歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体をなして古都における伝統文化を形成しており、歴史的な風土の保全が図られています。



平城宮跡



若草山より市街地を望む

■奈良市の文化財■

文化財には、建造物・仏像・遺跡などのほか、伝統的な慣習や芸能、珍しい動植物なども含まれます。

わが国では文化財保護法に基づいて、保護すべき文化財が指定・選定・登録されています。さらに県と市の教育委員会も、各種の文化財を調査するとともに、条例に基づいて文化財を指定・選定し、それらの保存と活用を図っています。

市内にある指定文化財（総件数 1026 件）

分類		国指定	県指定	市指定	総数
有形文化財	建造物	102	37	24	163
	美術工芸品	623	66	73	762
無形文化財		1	1	0	2
民俗文化財	有形民俗文化財	2	3	7	12
	無形民俗文化財	3	8	3	14
記念物	史跡	27	5	8	40
	名勝	7	0	0	7
	天然記念物	6	6	14	26
総数		771	126	129	1026

平成 20 年 7 月 10 日現在（単位：件）

(2) 自然環境

東大寺や春日大社をはじめとする歴史的文化遺産とそれらを包み込む春日山原始林や奈良公園などの自然環境があり、中でも、国の特別天然記念物に指定されている春日山原始林は極めて自然度の高い植生環境を有し、学術上重要な昆虫類や両生類の生息地でもあるため、「市街地に隣接した世界で最も自然度の高い森林」と評価されています。歴史的文化遺産と一体となった緑豊かな空間、公園、水辺空間などが奈良らしさを醸し出し、都市にうるおいとやすらぎを与えています。

また、春日山から大和高原へ連なる東部・月ヶ瀬・都祁の地域は、アカマツ林やスギ・ヒノキの植林地などの森林が広がり、美しい清流や豊富な水資源などの自然環境に恵まれています。管理されなくなった山林や耕作放棄された田畑もみられることから、多様な動植物が生息する里山や河川などの自然環境の保全を図る必要があります。



春日山原始林



奈良公園

(3) 快適環境

市街地内に世界遺産や伝統的建築物等が建ち並ぶ街並みや街道、歴史的眺望景観などが、本市の都市環境の特徴です。

特に「ならまち」は町屋の面影を今に伝えていて、訪れる人々にやすらぎとうるおいを与え、時には懐かしささえ感じさせてくれる古い町並みです。

また、国際文化観光都市としてふさわしい、きれいな町をつくるため、平成7年1月1日から「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」を施行、美化促進重点地域を指定し、市民活動団体や事業者と協働して市民・観光客にポイ捨て防止を呼びかけています。



奈良町通り



ポイ捨て防止啓発活動

(4) 生活環境

本市には、地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたい音風景として、「音風景 100 選」に「春日野の鹿と諸寺の鐘」が認定されています。また、「かおり風景 100 選」には「なら燈花会のろうそく」と「ならの墨づくり」が認定されています。

冬場、特に 2 月は降水量が少ないことにより河川の流量が減少して水質が悪化しやすくなるため、水質改善強化月間に定められています。そこで、水質改善意識の向上を図り、生活排水対策を呼びかけるため、街頭キャンペーンやパネル展などの啓発活動を行っています。



なら燈花会



水質改善強化月間啓発パネル展

(5) 資源の循環

大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動や生活様式を見直し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）が促進された環境への負荷が少ない循環型都市を目指しています。

市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換するきっかけづくりとして、5月の「ごみゼロの日ならリサイクルフェスタ」や10月の「環境フェスティバル」などの開催を市民活動団体やグループ等と協働して推進しています。

また、平成 11 年 3 月から全市 9 種分別の導入を契機に、市民の努力により家庭から出るごみの量も年々減少する傾向にあります。



環境清美工場の施設見学



ごみゼロリサイクルフェスタ

(6) 地球環境

地球温暖化防止に向け日常生活や事業活動を見直すことから環境への負荷の低減に取り組み、その行動の輪を広げる活動を推進しています。

毎月 20 日の「ならマイカーひとやすみデー」や 6 月の環境月間、12 月の大気汚染防止推進月間・地球温暖化防止月間の啓発活動などを実施しています。

また、「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」により、世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、駐車時の不必要なアイドリングを止め、市民の生活環境及び文化財の保全を図っています。また、春日大社・薬師寺の駐車場に乗務員休憩所を設置し、アイドリング・ストップの実践を推進しています。

さらに、地球温暖化防止に向けた新エネルギーの普及や省エネルギー対策の実践、食育や地産地消なども推進されています。

一方、市民・NPO・事業者・行政などが協働して地球温暖化対策等の活動を推進する「奈良市地球温暖化対策地域協議会（通称：ならエコ・エコの和）」が平成 20 年 10 月 26 日に設立され、さまざまな主体が対等な立場で協議して、環境（エコロジー）も経済（エコノミー）も持続可能な社会を目指しています。



環境月間啓発活動



地球温暖化防止月間啓発パネル展



アイドリング・ストップ実践
乗務員休憩所（薬師寺）



「ならエコ・エコの和」設立記念講演会

2.2 主体別の環境教育の現状と課題

環境教育は、さまざまな主体において実施され、お互いに連携・協働して推進していくことが重要です。ここでは、主体別の環境教育につながる取り組みの現状や課題を示します。

(1) 市民・家庭

市民環境講座や自然観察会、イベントなどへの参加を通して、地球温暖化防止やごみ減量など環境にやさしい行動を実践する家庭が増えています。日常生活の中でも、テレビ、新聞、インターネット等により多くの環境情報が容易に入手できるようになり、最近では、地球温暖化によると考えられる種々の異変現象や食の安全性の問題も含めて環境問題に対する関心は高くなっています。



子どもから大人まで家族みんなで話し合うことで、身近な環境問題や地球環境問題への理解を深め、一人ひとりが積極的に環境に配慮した行動を実践することが大切です。特に、幼児期からは感性を養う環境教育の実践が重要であり、子どもたちが自然とふれあいながら遊ぶことで、自然や環境に対する興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさやいのちの大切さを学ぶことにつながります。

【課題】

- 体験を通じた環境への興味・関心の向上。
- 環境について学ぶ講座やイベントなどへの積極的な参加。
- 一人ひとりの環境に対する理解の充実と、家族全員での知識の共有。
- 環境に配慮した具体的な行動の継続的な実践。

(2) 地域

自治会やボランティアグループなどを中心とした環境保全活動がそれぞれの地域で実施されています。

佐保地区の佐保川清掃活動は、自治会、婦人会、万年青年クラブ、PTA、小・中学生、市民活動団体、県や市が協働し、佐保川を昔の姿に戻そうと、草刈りやごみの収集を行っています。環境保全とともに、人と人とのつながりを大切にする心をはぐくみ、地域コミュニティの活性化につながっています。

また、農業者と地域住民が協働して、農地や農業用水、周辺環境の保全を図る「農地・水・環境保全向上対策」が大柳生や都祁などの9地区で行われ、農業者以外の人も含めた地域の人たちが参加して地域ぐるみで取り組んでいます。

さらに、生涯学習センター・公民館では、様々な講座やイベントが開催され、歴史・自然・食・地球環境など環境教育につながるテーマなどもあり、「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる場となっています。



佐保川清掃活動



小学生の田植え実習（帯解地区）

自治会、婦人会、子ども会、PTA など地域の様々なコミュニケーションの場を活用して、環境問題に関する共通の認識を深め、身近な環境づくりに繋げる必要があります。また、地域や身近な暮らしの中などで自然の大切さや楽しさを伝えたり、地域の活動を先導するリーダーやボランティアグループの存在も非常に重要と考えられます。

【課題】

- 地域活動の活性化や地域コミュニティ再生の促進。
- 子どもから大人まで、あらゆる世代間の交流につながる地域活動の実践。
- 環境リーダーの育成。
- 他の地域やグループとの情報交換などによる、活動の輪の拡大。

(3) 学校

各学校や地域の特色を考慮しながら、学校教育活動全体を通して環境教育に取り組み、子どもたちが環境に対する興味関心を持つとともに、問題解決に必要な判断力を身につけ、主体的な行動ができることを目指しています。

保育園や幼稚園では、日々の生活や遊び、自然とのふれあい、食体験を通じて、環境に関する感性を養っています。小学校においても農作物の栽培、収穫体験を行い、また3・4年生を中心に浄水場や清掃工場の見学を実施し、水や河川・森林環境保全の大切さやごみの減量・分別排出の重要性などの理解と関心を深める学習に取り組んでいます。

世界遺産学習では、地域の歴史・自然環境を通して、身の回りの環境に対する関心を高め、一人ひとりの生活が自然環境に与える影響を考え、ライフスタイルを見直すことにつながっています。

食育においては、「食に関する全体計画」を作成し、食事の重要性とともに生産者や調理者、自然の恵みに感謝し、食べ物を大切に作る心の育成を図っています。

また、埋蔵文化財調査センターでは、平成20年4月から社会科学習等における体感学習教材として「ドキ土器キット（発掘調査で出土した縄文時代から奈良時代までの石器や土器などの実物資料と解説書）」を貸し出す事業を行っています。

一方、教職員を対象に、環境教育に関わる研修講座を開設し、身近な素材から環境問題を考え、環境保全を考える授業づくりについて実践的な力量を高めるための研修を行っています。また、食育の指導力向上に向けた研修講座も開催しています。

教育委員会指定研究員による環境教育部会では、環境学習への様々な局面からのアプローチの方法、発達段階に応じたテーマ設定の研究や実践例の収集などを行い、学校園への啓発を行っています。



浄水場の見学会



ドキ土器キット

【課題】

- 教職員研修の充実による、実践的な指導力向上。
- 環境関連施設や歴史・自然環境などの有効な活用。
- 専門機関と連携した指導方法の工夫や体験学習の充実。
- わかりやすい学習教材の提供などの支援。

(4) 市民活動団体

環境保全を目的とする市民活動団体は数多くあり、学習会や自然体験などを開催し、家庭や地域などを対象に環境教育の機会を提供しています。

ごみ減量・リサイクル学習会の卒業生が中心となり結成された「ごみ懇談会」は、環境フェスティバル実行委員として啓発イベントに取り組むとともに、奈良市のごみ事典、レジ袋削減活動、市民アンケート等に取り組み、「もったいない」の心の育成や分かりやすい分別排出の啓発、ごみ減量への普及に効果をもたらし、会員一人ひとりが各地域でごみ減量リサイクル普及活動の輪を広げています。

また、「奈良市地域婦人団体連絡協議会」は地域社会の発展に寄与するため、環境問題に対する啓発活動をはじめ各種の事業、活動に取り組んでいます。その一環として「クリーン・ポイ捨て防止キャンペーン」を実施し、市内主要箇所を重点的に清掃活動するとともに、美化促進重点地域でポイ捨て防止を呼びかけています。



ごみ懇談会



クリーン・ポイ捨て防止キャンペーン

各主体の連携に積極的にかかわり、さまざまな主体の活動のコーディネートなど、専門性を活かした機能を発揮することが期待されます。柔軟で多様な活動が可能で、専門的な知識や技術を活用した取り組みを推進することが求められています。

【課題】

- 地域に根ざした活動の推進。
- 他団体とのネットワーク化による活動の充実。
- 活動の継続・発展や新たな活動グループの出現をサポートする人材の育成。

(5) 事業者

近年、環境関連法令の遵守や ISO 規格に適合した環境マネジメントシステムの導入、社員教育などの社内管理とともに、地域の清掃活動や植樹活動など地域社会への貢献や市民活動団体などへの助成、施設等の提供、食育活動、学校などへの出前講座といったさまざまな対外的活動を実施し、企業の社会的責任（CSR）を積極的に推進している事業者が増えています。

事業活動に伴う環境への負荷が、地域や地球規模の環境問題と関連していることを認識し、環境に配慮した事業活動を推進する必要があります。さらに、さまざまな主体との積極的な連携や地域に密着した活動の推進が求められています。

【課題】

- 社員への環境意識啓発教育や環境部門での専門教育の推進。
- 事業特性を活かし、環境に配慮した事業活動の実践。
- 社会の一員としての、各主体との協働や地域に密着した活動の推進。

(6) 観光客等

本市は、毎年 1300 万人を超える観光客が訪れる、国際文化観光都市です。

世界遺産周辺の「アイドリング・ストップ促進重点区域」における不必要なアイドリングストップ、大宮通りや三条通りを中心とした「美化促進重点地域」における空き缶やタバコなどのポイ捨て防止、さらに環境負荷の少ない交通手段の利用などを推進しており、国内外から訪れる多くの観光客が協力し、環境に配慮した行動を実践しています。



アイドリング・ストップ啓発看板



美化促進重点地域(三条通り)

世界的な歴史的文化遺産と豊かな自然が調和したまちにふれ、環境に対する興味・関心を高めるとともに、環境に配慮した継続的な行動を実践する必要があります。

【課題】

- 豊かな歴史・文化や自然とのふれあいを通じた、環境を大切にする意識の向上。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進。
- 環境に配慮した行動の積極的な実践。

(7) 行政

本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの削減を目的として、平成 20 年 3 月に「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第 2 次）」を策定し、平成 18 年度を基準年度として新たに 3%の CO₂ 削減目標を掲げ、全職員が環境に配慮した取り組みを積極的に推進しています。毎月 20 日（休日の場合は翌日）には環境美化ボランティア活動を実施し、勤務時間前に市職員が駅から庁舎・水道局までの道路や庁舎・出先機関周辺などのごみ拾いを行うことで、地域の環境美化及び職員一人ひとりの環境保全意識の向上を図っています。

また、市民と行政の良好なパートナーシップを築くため、市職員が「なら・地域サポーター」となり、地域コミュニティの再生と地域活動の活性化に向け、地域と共に考え、共に実践する制度を平成 20 年 5 月より導入しました。担当地域の各種活動団体が開催するイベント（地域美化活動、防災訓練、祭りなど）に自主的に参加しています。

さらに、市政に対する理解と関心を深めていただく「奈良市まちかどトーク」では、暮らし、環境、まちづくり、学校教育、水道などに関するテーマがあり、環境に関する情報提供や啓発につながっています。また、本市の環境の保全と創造に関する施策についてまとめた「奈良市の環境」をホームページに掲載し、情報提供を行っています。

平成 20 年 8 月に「奈良市食育推進計画」を策定し、“「食」を通じて健全な心とからだを培い、健康で豊かな生活が送れるまちづくり”を基本理念とし、重点目標・行動目標を定め、平成 24 年度を目標とした 5 ヶ年計画を推進しています。

また、平成 18 年度から都祁まちづくり協議会主催による農業交流体験事業を実施しています。田植えや稲刈り、ブルーベリー採り、蛍観賞などを通して、農業の大変さや収穫の喜びを実感するなど、都市部と山間部との地域間交流が図られています。

夏休みには、小学生の親子を対象とした「リバーウォッチング親子の集い」を実施し、河川の水生生物を観察して水質を調べるなど、身近な自然にふれる機会を提供しています。



農業交流体験



リバーウォッチング親子の集い

市職員の環境教育や関係各部局の連携強化を推進するとともに、各主体との協働を意識した総合的・体系的な取り組みが必要です。

【課 題】

- 市職員のさらなる意識啓発や積極的な環境保全活動への参加促進。
- 行政内部の連携強化。
- 各主体との協働や普及啓発による環境教育の展開。

第3章 総合目標と基本方針

3.1 総合目標

持続可能な社会の実現に向けて、一人ひとりが学び、自ら考え、あらゆる主体と協働して環境に配慮した行動を実践する人づくり

本市が目指す環境教育は、世界中の人々や将来の世代を含むみんなが安心して暮らすことができ、幸せを感じることができる社会の実現に向けた、環境にやさしい心を持った人づくりです。私たち人間も環境を構成している一員であることを認識し、一人ひとりが環境に関心を持ち、自らのライフスタイルを見直し、具体的な行動につなげるための豊かな心を育てることが求められます。

そのためには、「持続可能な開発のための教育（ESD）」という視点が重要となります。ESD は、私たちが直面している環境・経済・社会に関わるさまざまな課題に向き合い、先人の知恵に学びながら、互いに協力しあって取り組んでいく協働プロセスです。ESD は、子どもから大人までさまざまな地域に暮らすさまざまな立場の人々によって、家庭、地域、学校や職場など社会のあらゆる場で展開されるものであり、さまざまなテーマを関連付けながら総合的に学び、実践することが大切です。

本方針では、一人ひとりの環境に配慮した心を育てることによって、自ら学び、考え、具体的な行動を実践する人を育て、さらにはさまざまな主体とのパートナーシップによって、環境・経済・社会のバランスがとれた持続可能な社会の実現を目指します。

■持続可能な開発のための教育

E S D (Education for Sustainable Development) ■

「持続可能な開発のための教育」は、日本では「持続可能な社会のための教育」とも呼ばれています。持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力をはぐくむ教育です。

ESD は、学校だけでなく地域や職場など社会のあらゆる場で、さまざまな主体のパートナーシップによって創り上げられていくものであり、さまざまな活動や主体をつなぐ人や仕組みを必要としています。また、環境教育だけでなく、平和教育、人権教育、防災教育、福祉教育、ジェンダー教育などあらゆる分野の教育を含む概念です。

大人も子どもも、さまざまな地域に暮らすさまざまな立場の人々が、それぞれの地域や社会の実情に合わせて、いつでも・どこでも・だれでも取り組むことが求められます。

3.2 基本方針

総合目標を達成するため、以下の5つの基本方針を掲げます。

- (1) **環境にやさしい人づくり**
 - 未来をつくる人づくり
 - 人を動かすリーダーの育成
- (2) **一人ひとりが自ら環境に関心を持つ機会づくり**
 - きっかけづくりとなる教材や学習プログラムの充実
 - 実践活動の充実と支援
- (3) **環境行動を実践する場所づくり**
 - 教育拠点の整備・充実
 - 地域資源の活用
- (4) **環境情報を共有する情報交流**
 - 環境情報の効果的な収集・発信
 - さまざまな主体への普及啓発
- (5) **取り組みの輪を広げる連携・協働**
 - 各主体の連携・協働
 - 広域的なネットワークの構築



3.3 奈良市独自の視点

5つの基本方針に沿って環境教育を推進していく上で重要となる、本市独自の視点を示します。

◇豊かな歴史・自然環境と共に生きる社会を子どもたちへ

本市は、古都としての歴史的経緯から、量的にも質的にも豊富な文化財が存在し、この恵まれた歴史環境や、これらと一体となった自然環境は、本市の象徴ともいえます。これらは先人が悠久の時をつなぎ、たゆまぬ努力により連綿と守り伝えられてこられた賜物です。私たちは、この恵まれた環境と共に生きているということを認識し、これまでも、これからも守り育て、将来の世代へ伝えていくことが必要です。

総合目標と基本方針の体系

総合目標

持続可能な社会の実現に向けて、一人ひとりが学び、自ら考え、あらゆる主体と協働して環境に配慮した行動を実践する人づくり

基本方針

- 環境にやさしい人づくり
 - 未来をつくる人づくり
 - 人を動かすリーダーの育成
- 一人ひとりが自ら環境に関心を持つ機会づくり
 - きっかけづくりとなる教材や学習プログラムの充実
 - 実践活動の充実と支援
- 環境行動を実践する場所づくり
 - 教育拠点の整備・充実
 - 地域資源の活用
- 環境情報を共有する情報交流
 - 環境情報の効果的な収集・発信
 - さまざまな主体への普及啓発
- 取り組みの輪を広げる連携・協働
 - 各主体の連携・協働
 - 広域的なネットワークの構築

奈良市独自の視点

豊かな歴史・自然環境と共に生きる社会を子どもたちへ

第4章 環境教育の推進

4.1 環境配慮行動の実践に向けた施策

5つの基本方針に沿って、環境教育を推進するための方向性を示します。

(1) 環境にやさしい人づくり

① 未来をつくる人づくり

美しい国際文化観光都市を持続的に発展させていくためには、環境との関わりを考え、環境に配慮した行動を自主的に実践することができる人づくりが重要となります。

そのため、地域の歴史・文化や自然を体験できる機会や仕組みを充実させ、それらとふれあうことによって、環境問題や保全活動等について学び、自ら考え、理解し、行動できる「人」を育てます。

② 人を動かすリーダーの育成

環境保全活動を、市民全体の取り組みへと広げていくためには、活動を指導し、周囲をまとめるリーダーの存在が極めて重要です。そのため、環境に関する専門知識を有する人材や、指導・コーディネートできる人材を環境リーダーとして育成します。

(2) 一人ひとりが自ら環境に関心を持つ機会づくり

① きっかけづくりとなる教材や学習プログラムの充実

一人ひとりが身近な環境にふれ、日常生活とのかかわりに気づき、環境に関心を持つきっかけづくりが重要になります。そのため、本市の特性を活かしつつ、それぞれの主体に応じた分かりやすく適切な教材や教育プログラムを充実します。

② 実践活動の充実と支援

驚きや感動を与える体験の場は、教科書による学習より高い効果が期待できるため、各主体が積極的に実践活動に参加できる機会を充実させていくとともに、それぞれが持つ知識や場所、活動の資金や情報などを提供・支援し合います。

(3) 環境行動を実践する場所づくり

① 教育拠点の整備・充実

日常生活における環境教育だけでなく、環境教育に関わるカリキュラムや施設、資源が充実した教育拠点があると、より高い学習効果や普及啓発が期待できます。そのため、既存の公共施設や環境資源等を活用し、環境行動を実践する場を整備・充実します。

②地域資源の活用

世界遺産をはじめ多くの文化遺産を有する歴史環境や調和の取れた自然環境など、環境教育につながる豊富な資源に恵まれています。また、浄水場や環境清美工場などの見学施設や自然フィールドの利用など、体験学習の場も整備されています。そのため、これらの施設や地域資源を積極的に活用していきます。

(4) 環境情報を共有する **情報交流**

①環境情報の効果的な収集・発信

あらゆる主体が活発に協働して環境教育を推進していくために、環境に関する情報を収集・発信・共有化する仕組みをつくり、それぞれの主体が必要な情報を知ることができるようにします。

②さまざまな主体への普及啓発

環境教育をあらゆる主体に普及させていくためには、積極的に情報を伝え、取り組みの重要性や楽しさなどを発信していくことが重要です。ポスターやチラシ、イベント・キャンペーン等の啓発活動やインターネットなどを通じて、さまざまな主体の特性に応じた適切な情報を発信します。

(5) 取り組みの輪を広げる **連携・協働**

①各主体の連携・協働

各主体の特性を活かしつつ、相互に連携・協働した横断的な取り組みは、活動の輪の拡大・展開につながります。さまざまな主体が分野を超えて交流を深めることで、新しい視点や横断的な視点を加えた環境教育を推進します。

②広域的なネットワークの構築

各主体の連携・協働を推進していくための施策として、環境教育に関わる人や組織、施設等のネットワーク化を進め、情報交換や交流を促進します。さらに地域を越えた広域的なネットワークを構築し、地域全体のレベルアップや全国へのPR等を進めます。

4.2 各主体の役割

環境教育の推進には、それぞれの主体が自発的に気づき、学び、行動することが重要です。ここでは、各主体の役割や取り組み例などを示します。

(1) 市民・家庭

わたしたちの暮らしと環境との関わりについて考え、話し合うことで、環境にやさしい人を育てる、発達過程の各段階において大きな影響を与える場です。

家族ぐるみで環境に配慮した生活習慣を身につけましょう。

- 身近にある自然とふれあう機会を増やし、体験を通して、いのちや環境を大切にすることをはぐくみましょう。
- 子どもたちには、日常生活での手伝いや遊びを通じて、身近な生活と環境との関わりをわかりやすく教えましょう。
- 3R や省エネ、節水など身近にあふれる話題や情報を活かし、環境について家族で話しあう機会を増やしましょう。
- 学校、職場等で学んだ知識や智恵を家族で共有し、日常生活に活かしましょう。
- 多くの歴史・文化に触れる機会を増やし、歴史や伝統文化、先人の知恵などを家族で語り、将来の世代に守り伝えていく大切さを学びましょう。
- 環境講座や自然観察会、イベントなどに積極的に参加し、学ぶ機会を増やしましょう。
- 日頃から環境について関心を持ち、積極的に情報を取り入れましょう。
- 子ども会、自治会、婦人会、地域のボランティアグループなどの活動に積極的に参加し、地域の人々とのコミュニケーションを活発にしましょう。
新しい知識の修得・体験や協働により、ライフスタイルの見直しや新たな取り組みのきっかけを見つけることができます。
- 徒歩や自転車、公共交通機関など、環境負荷の少ない交通手段を利用しましょう。
- 他の地域を訪れた際にも、環境に配慮した行動を実践しましょう。

(2) 地域

さまざまな組織のネットワークにより活動の輪を広げ、地域に根ざした取り組みを推進するとともに、地域の歴史・文化を継承し、持続可能な地域社会を将来の世代へ引き継ぎましょう。

- 自治会、婦人会、子ども会、PTA など、地域のさまざまな組織が交流し、コミュニケーションを活発にすることにより、地域の特性や世代の多様性を活かした地域色あふれる取り組みを推進しましょう。
- 子どもから大人まで多様な年齢層を対象とした環境教育の機会を増やし、地域コミュニティの活性化を図りましょう。
- 美化活動や 3R の推進など、地域の環境保全活動を実践しましょう。
- 環境講座や自然体験学習、イベントなど、地域に根ざした活動を実施し、積極的に普及啓発を行いましょう。
- 市民活動団体、事業者、行政など他の主体と連携・協働し、地域での環境活動の輪を広げましょう。
- 活動リーダー等の人材の発掘・育成および地域資源の発掘・活用を図りましょう。
- 地域を訪れる観光客に、ごみの分別や環境に配慮した交通手段の利用などを呼びかけ、本市の環境活動を全国へ広げましょう。

■さわやかクリーン奈良～アダプトプログラム推進事業～■

平成 20 年度から、道路、河川、公園等の公共施設の美化を進めるとともに、その活動を通して地域コミュニティの再生を図るため、アダプトプログラム推進事業を実施しています。美化活動を行っていただくボランティア団体を募集し、これらの団体と合意書を締結し、平成 20 年 8 月から美化活動を開始しています。

■グリーンサポート制度■

平成 20 年度より、市が管理する街区公園を対象にグリーンサポート制度(公園管理報奨金交付制度)を導入しました。

快適かつ安全に利用できる公園とするため、公園の美化、維持管理及び公園施設の点検を行う地域の団体に対して報奨金を交付し、市民の自主的な活動の推進を図ります。

(3) 学校

学校は、子どもの成長・発達に応じて、感性や創造性、生きる力などを養い、主体的に行動し、課題を解決する能力を身につける場です。

学校教育活動全体を通して環境教育に取り組むとともに、これらが効果的に実施できるよう先進的な取り組み事例に学ぶとともに、教職員研修に積極的に参加します。

- 地域や関連施設と連携した体験活動を充実し、子どもたちの発達段階に応じた環境教育を進めます。
- 先進校の取り組みに学び、共有化する機会を設け、各学校における環境教育の取り組みを充実します。
- 食育の取り組みを充実し、自然環境保全の大切さと食物の大切さを認識し、主体的な行動をとることができる子どもを育成します。
- 世界遺産から ESD へと発展させる学習を推進し、環境保全に対する関心を高めるとともに自分の生活を見直し、行動できる力を育成します。
- 大学・事業者等有する環境学習の資源となる情報、技術、人材等の学校における環境教育への活用方法について検討します。
- 教職員研修に参加して、教職員の環境教育に関する知識や技能の向上を図ります。

(4) 市民活動団体

人やもの、それぞれの主体をつなぐ中心的な役割を果たすとともに、専門的な知識や行動力を活かし、取り組みの輪を奈良市全体に広めていきましょう。

- 自然観察会やイベントなどを開催し、自然にふれ、学ぶ機会を提供しましょう。
- 緑化や美化活動、3R の推進など、環境保全活動を実践しましょう。
- 分野を越えたさまざまなグループやリーダーとの交流を図り、新しい知識・情報にふれ、自身の活動に活用しましょう。
- 団体内で情報を共有し理解を深めるなど、メンバーへの環境教育を推進しましょう。
- 団体の持つ環境情報、活動状況などを積極的に発信し、普及啓発を図りましょう。
- 活動を通して、人材の発掘・育成・交流を促進しましょう。
- 地域、学校、事業者、行政など他の主体と協力・連携し、環境教育を推進しましょう。

(5) 事業者

地域の一員として、また経済活動と環境との直接的な関わりを持つ主体として、環境に配慮した事業活動をすすめることが重要です。
事業活動の内外において各種環境教育を推進し、地域へ貢献しましょう。

- 地域の一員として企業の社会的責任（CSR）を果たす観点から、環境に関する住民活動への支援や施設の開放等、地域や学校等との協力・連携を積極的に行いましょう。
- 環境に配慮した製品の生産や販売、物品の調達や事業活動等に努めるほか、これらの取り組みを含めた環境情報を公開し、環境配慮型製品の購入やリサイクルの推進等に向けて、消費者の意識啓発を行いましょう。
- 事業活動の経営理念等に環境に配慮した行動について盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を推進するとともに、雇用者等に対する環境教育を実施しましょう。
- 本市の特性を生かした事業活動を積極的に実施しましょう。
- 地域、学校、市民活動団体、行政等との情報交流を積極的に進めましょう。

(6) 観光客等

奈良市の歴史・文化や自然などにふれ、環境に配慮した観光を実践しましょう。

- まち全体が歴史的文化遺産や豊かな自然と調和している本市の特性にふれ、歴史・文化や自然を将来の世代に守り伝えていく大切さを学びましょう。
- ポイ捨て防止やごみの分別を実践し、まちの美観維持に協力しましょう。
- 徒歩や自転車、公共交通機関など、環境負荷の少ない交通手段を利用し、環境に配慮した観光に努めましょう。
- 本市で実践した行動を、他の地域でも実践し、国内外への普及啓発を図りましょう。

(7) 行政

職員への環境教育を率先して実行するとともに、あらゆる主体との連携・協働を図り、環境教育を推進します。

- 職員への環境教育を率先して行い、環境保全意識の向上を図ります。
- 環境教育リーダーなどの人材発掘・育成・派遣などを促進します。
- 環境に関する講座や自然観察会、イベントなどを開催し、環境について学ぶ機会をつくれます。
- 公民館や図書館など、身近な公共施設を積極的に活用します。
- 行政内部の連携を強化するとともに、関連する行政機関との連携・交流を深め、活用できる情報を取り入れ、発信します。
- しみんだより、ホームページなどで、市民にわかりやすく環境情報を伝え、環境教育の普及啓発を図ります。
- 地域、学校、市民活動団体、事業者などあらゆる主体と相互に協力・連携を図り、環境教育関連施策を効果的に展開します。
- 観光客に、ポイ捨て防止やごみの分別、環境に配慮した交通手段の利用などを呼びかけ、本市の環境活動を他の地域へ広めます。

■「もったいない」の心■

私たちは日常生活において「もったいない」という言葉をごく普通に使います。この「もったいない」という言葉は、単にものを使い惜しむのではなく、かけがえのない地球に対する敬意や思いやりの気持ちが込められた、日本独特の文化ともいえます。

平成 16 年にノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイさんは、平成 17 年の来日の際に、日本の「もったいない」という精神に感銘を受け、この美しい日本語を、環境を守る世界共通語「MOTTAINAI」として広めていきたいと提唱されました。

「環境問題」というと、「自分とはかけ離れた難しいもの」と思っている人もいるかもしれませんが、「もったいない」という平凡で何気ない言葉に思いをはせることで、私たちは周りを取り巻く人たちや地域、歴史や文化、自然と共に生きていることを実感し、身近なものとして感じることもできるかもしれません。

このような「もったいない」の心をはぐくみ、自分と周りの環境とのつながりに気づき、自ら考え、環境に配慮した行動を実践する「人づくり」こそが、環境教育なのです。



4.3 発達段階別の取り組みの方向性

持続可能な社会を形成するためには、幼児期、小学校期、中学校期、高等学校期、成人期という発達段階に応じた環境教育を推進していくことが重要となります。

ここでは、各発達段階別の環境教育に関する取り組みの方向性や留意点などを示します。

(1) 幼児期

- ・幼児と自然とのふれあいは、環境に対する気づきやきっかけづくりに大きな役割を果たすため、家庭や保育園・幼稚園等において自然体験などを中心とした環境教育が重要です。
- ・日々の生活や遊び、食体験、自然とのふれあい等を通じて、生き物や環境に対する感性を養っていくことが重要です。
- ・身の回りのものを大切にする心を養い、ごみ拾いをするといった、感性の育成と行動を促すことも必要です。



(2) 小学校期

- ・環境に対する感受性や興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさやいのちの大切さを実感できるような、低学年、中学年、高学年のそれぞれの段階に対応した環境教育が重要です。
- ・身近な自然や環境にふれ、身の回りの生活と環境との関わりを考え、問題を見出し、追究できる力をはぐくむことが重要です。
- ・学校の周り等の清掃活動や美化活動への参加を通して、住んでいる地域における環境保全の必要性和実践活動に目を向けることも必要です。



(3) 中学校期

- ・人と自然や環境との関わりについて理解を深め、自発的に環境問題に取り組む意欲を向上させ、問題の捉え方や問題解決能力を養うことが重要です。
- ・地域のボランティア活動などにも積極的に参加して、地域の人々との交流を深めるとともに、地域の問題解決能力を養うことも必要です。

(4) 高等学校期

- ・他の地域や国内外の環境問題、地球環境問題等について理解を深め、幅広い視野・視点で物事を見る力を養うことが重要です。
- ・ボランティア活動や体験学習への参加など、様々な人や環境とのコミュニケーション等を通して、環境問題に主体的に取り組む意欲や知識、技能を身につけることが大切です。

(5) 成人期

- ・さまざまな活動に積極的に参加するとともに、国際的、総合的な視点から環境問題を捉え、経験や立場に応じて、持続可能な社会づくりに参画する行動力を養うことが重要です。
- ・豊富な知識や経験をもとに、歴史・文化や自然などを将来の世代に伝える役割や地域のさまざまな活動を指導する役割を果たすことが重要です。

4.4 発達段階別の具体的な取り組み

(1) 幼児期（保育園・幼稚園）

身近な自然や動植物などとのふれあいを通して、いのちや環境の尊さを体感するなどの自然に親しむ機会を数多く持ち、生涯にわたる人間形成の基礎を育成します。

テーマ	幼児期（保育園・幼稚園）の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ 地域にある神社や寺の境内、奈良公園や平城宮跡などで遊ぶことで、身近な歴史環境にふれる機会を持つ。
自然（生物）	◆ 身近な自然の中で遊び、自然の変化に気づいたり、自然物を使って遊んだりする。 ◆ 草花の栽培や、動物の飼育などを通して、いのちの大切さを知る。 ◆ 砂遊び、土だんごづくりなど、砂や土、水にふれて遊ぶ。
水	◆ 水を出しっぱなしにしない。
大気	◆ 凧や風車などを作って遊ぶ。
廃棄物	◆ 身近なものを大切にする心を養う。 ◆ 空き箱やプラスチック容器などの廃材を使って制作する。 ◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどを分別する。 ◆ 近くの公園などのごみ拾いをする。
食	◆ 夏野菜、さつまいもなどの農作物を栽培、収穫、食する。 ◆ 好き嫌いをなく食べる。
エネルギー	◆ 使わない電灯を消す。
地球環境	◆ 地域のクリーン作戦や清掃活動に参加する。

◎保育園・幼稚園の実践事例

【栽培体験】

地域の方の指導を得て、年間を通じて、野菜などの栽培活動を行いました。子どもたちは、友達や保護者と一緒に水やりや草抜きをすることによって、成長の様子に気付いたり、収穫への期待を高めたりしていました。

収穫物を幼稚園で友達と一緒に食べたり、家庭へ持ち帰ったりすることにより、子どもや保護者の食への関心が高まりました。栽培活動は子どもたちの温かな感情をはぐくむとともに、親子の感動体験となりました。



【廃材の利用】

捨ててしまう空き箱やプラスチック容器などの廃材が、子どもたちにとっては素晴らしい制作材料になりました。保護者に呼びかけて集めた廃材が、子どもたちのイメージで楽しい作品に生まれ変わりました。



(2) 小学校期

観察や実験などの体験的な学習を中心とした環境教育を進めることが大切です。身近な環境にふれることで、環境問題に気づき、考える力を養うとともに、主体的に環境と関わろうとする態度を育成し、環境保全について自らできることを考え、行動する態度を育成します。

テーマ	小学校期（低学年）の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ 身近な生活圏である地域に出かけ、様々な場所を調べたり、地域の行事に関わったりする。
自然（生物）	◆ 身近な自然の中で遊び、動物や植物とふれあう。 ◆ 身近な生物を観察したり、飼育したりする。
水	◆ 川や土手などに出かけ、水辺の生き物を見つけたり、観察したりする。 ◆ 節水を心がけ、水を大切にする。
大気	◆ 天気の様子（雨、雪、風、光など）を観察する。
廃棄物	◆ 身近な物を大切にする心を養う。 ◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどを分別したり、活用した遊びや作品作りの材料にしたりする。 ◆ 学校周辺のごみ拾いをする。
食	◆ 自分の力で野菜などを栽培し、収穫の喜びを味わうとともに、食やいのちについて考える。 ◆ 食べ物に対する関心を高め、好き嫌いせずに何でも食べる。
エネルギー	◆ 節電に心がける。 ◆ 身近にあるもの（ストロー、輪ゴム、磁石など）を利用して遊びに使うものを工夫してつくり、遊びを楽しむ。
地球環境	◆ 地域のクリーン作戦や清掃活動に参加する。

◎小学校（低学年）の実践事例

【わたしの町の「すてき」を見つけよう】

歴史遺産や文化財、公共施設、商店、街角のお地蔵さん、野原や小川など、身近な地域を探索する活動の中で、子どもたちは自分の課題を解決するために様々な人たちから聞きとりをしたり自分で調べたりした後、気付いたことを伝え合いました。

「東大寺の大仏さんは、2 回も火事にあいました。」「大仏さんの裏の小川にはサワガニがいます。」「サワガニはきれいな水でしか生きていけません。」



【おもちゃランドであそぼう】

家庭にある廃材や身近な材料を使って、自分で遊び道具を作り、遊び方も工夫してみんなで遊びました。このような活動を展開する中で、子どもたちは、互いにかかわり合い、気づきを交流し合って学びを深めていきました。

テーマ	小学校期（中学年）の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ 地域にある巨樹・巨木調べをする。 ◆ 校区探検を行う。
自然（生物）	◆ 身の回りの生物とその周辺環境との関係について学ぶ。 ◆ 季節ごとの動物の活動や植物の成長について学ぶ。
水	◆ 上下水道施設を見学し、上下水道、水利用、節水などについて学ぶ。
大気	◆ 天気と気温の変化を調べるなどの体験的な活動を通して、環境の変化に対する感受性を養い、環境保全のための問題解決の能力や態度の基礎をはぐくむ。
廃棄物	◆ ごみ処理施設（環境清美工場）を見学し、家庭からの廃棄物、廃棄物のゆくえ、リサイクルについて学ぶ。 ◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどを分別する。 ◆ 学校周辺のごみ拾いをする。
食	◆ 好き嫌いや食べ残しをせず、食べ物を大切にする。 ◆ 奈良の郷土料理や季節の行事食などに対する関心を高める。
エネルギー	◆ 風やゴムで物が動く様子を調べる。 ◆ 乾電池や光電池を使い、電気の働きを調べる活動を通して、エネルギーの変換と保存についての基礎的なことがらを学ぶ。
地球環境	◆ 太陽と地面の様子との関係について学ぶ。

◎小学校（中学年）の実践事例

もっとすみよい奈良にするため「クリーンアップ大作戦」という活動に取り組みました。

「すみよいまちってどんなまちだろう」という疑問から出発し、まずはタウンウォッチング。生物指標を使って、佐保川の水質調査をしました。自分たちの町を流れる川をもっと美しくするために、一人ひとりができることを考えました。このことをきっかけに、私たちの町が住みよい町であるかどうか、それぞれ課題を設定して追究しました。「町の中のごみゼロへ」「酸性雨



って？」「空気は大丈夫？」「奈良公園がシカの糞だらけにならないのはなぜ？」など課題を出し合い追究し、『まちづくりサミット』をひらいて「環境に対して、私たちが今できること」について話し合いました。また、全校で校区のクリーンアップ活動を、異年齢の縦割りグループごとに地域を決めて実施しました。

テーマ	小学校期（高学年）の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ 奈良公園の生態系について学ぶ。 ◆ 春日山原始林と奈良公園の鹿について学ぶ。 ◆ 市内の世界遺産現地学習を行う。
自然（生物）	◆ 森林体験、野外活動、自然体験などの活動を通して、「生物、光合成、森林保全、生物のつながり」について学ぶ。
水	◆ 水質汚濁（公害）が人体に及ぼす影響について学ぶ。 ◆ 水生生物や COD パックテストによる水質調査を行う。 ◆ 節水を心がける。
大気	◆ 大気汚染、酸性雨などの原因や影響について学ぶ。
廃棄物	◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどの分別を行い、リデュース（ごみ減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R について学び、実践する。 ◆ 地域の清掃活動を行う。
食	◆ 生産者や自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にする。 ◆ わが国の伝統的な日常食について学ぶ。
エネルギー	◆ 太陽光発電について学ぶ。
地球環境	◆ 長雨や集中豪雨、台風などの気象情報から、自然災害について学ぶ。

◎小学校（高学年）の実践事例

校区を流れる佐保川の源流であり、世界遺産にも指定されている春日山原始林の中にある^{うぐいす}鶯の滝付近の川の観察や水質検査を行いました。日頃の学習活動や清掃活動などから目の前の川がきれいになってきていると感じている子どもたちでしたが、水生生物の観察や COD パックテストにより、源流の水のきれいさを知ることにより、「校区を流れる佐保川の水は、まだまだきれいだとはいえない。」と思うようになり、今後の活動に対する興味・関心が高まってきました。また、春日山原始林のもつ自然の雄大さ、すばらしさにふれることで自然環境を守っていくことの大切さを実感しました。



■やってみよう！「奈良公園の秘密をさぐろう！」（小学校）■

奈良公園でごく普通に見かけるシカのフンに注目した学習です。奈良公園が 1200 頭のシカのフンで埋め尽くされない理由として、奈良公園にはシカのフンを食べてくれるフン虫が生息していることであることを知り、この学習からシカ・フン虫・シバがつながり合っていることを学びます。



(3) 中学校期

環境に関わる事象について、総合的に理解と認識を深め、事象の因果関係や相互関係について把握する力や問題解決能力を育成するとともに、より主体的に環境に関わり、環境保全や環境の改善について考え、具体的実践できる態度を育成します。

テーマ	中学校期の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ 奈良公園の生態系や春日山原始林の保全について学ぶ。 ◆ 危機にさらされている世界遺産とその原因について学ぶ。
自然（生物）	◆ 生物の観察をする。 ◆ 自然界のつながりや食物連鎖について学ぶ。
水	◆ 水質汚濁・浄化、水循環について学ぶ。 ◆ 水生生物や COD パックテストによる水質調査を行う。 ◆ 節水を心がける。
大気	◆ 大気汚染、酸性雨などについて学ぶ。 ◆ フィルターバッチなどによって大気調査を行う。
廃棄物	◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどの分別を行い、3R を実践する。 ◆ 地域の清掃活動を行う。
食	◆ 食糧問題、食の安全性について学ぶ。 ◆ 奈良の伝統的な行事食や郷土料理について学ぶ。 ◆ 生産者や調理者、自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする。
エネルギー	◆ さまざまなエネルギー資源について学ぶ。
地球環境	◆ 大地の成り立ちや変化、地球と宇宙などについて学ぶ。

◎中学校の実践事例

地域の方々と連携しながら、生徒会が中心となった「環境学習」の取り組みを行っています。その取り組みの一つが、地域ボランティアの支援を受けながら行っているアルミ缶回収活動です。月 1 回、地域住民の方々の協力を得ながら回収した多量のアルミ缶をリサイクル工場に運び、その収益金で車椅子などの機器を購入し、福祉施設へ寄贈しています。



年間に集められるアルミ缶の量は、約 3 トンにもなります。暑い季節は、においのついたアルミ缶をつぶす作業や回収袋を持って地域の家庭を歩いてまわる作業は大変ですが、収益金で購入した車椅子などが福祉施設へ寄贈されることが生徒たちの誇りとなっています。

また、リサイクル工場の見学を通して、新地金と再生地金では、アルミを作るのに必要な電気量が相当違うことを知り、リサイクルすることの大切さを学んでいます。

年度	回収量	福祉施設への贈呈内容
H.14	3540 kg	車いす 8 台
H.15	3400 kg	車いす 5 台、 ベッド用エアーマット
H.16	3400 kg	車いす 5 台、 シャワー用椅子
H.17	3090 kg	車いす 7 台
H.18	2740 kg	車いす 5 台

<過去 5 年間のアルミ缶回収実績等>

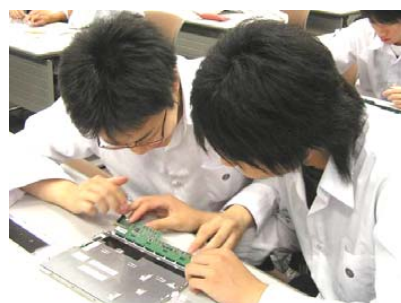
(4) 高等学校期

環境問題について情報を収集したり、理論的に学んだりすることを通して理解を深め、地球規模での幅広い視点をもつことが重要です。また、一方では、地域の環境保全活動など身近な体験活動を通じて、環境問題に意欲的に取り組む態度や実践力を育成します。

テーマ	高等学校期の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ 木簡・埋蔵物と地中の環境について学ぶ。
自然（生物）	◆ 野生生物の保全、生物のつながり、多様性について学ぶ。 ◆ 緑化活動に参加する。
水	◆ 水質汚濁・浄化、水循環について学ぶ。
大気	◆ 大気汚染、酸性雨などについて学ぶ。
廃棄物	◆ 環境汚染、循環型社会について学ぶ。 ◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどの分別を行い、3Rを実践する。
食	◆ 食料問題、食の安全性について学ぶ。 ◆ 地元の食材、フードマイレージについて学ぶ。 ◆ 奈良の産物、食文化や食にかかわる歴史について学ぶ。
エネルギー	◆ さまざまなエネルギー資源について学ぶ。
地球環境	◆ 生活様式を見直し、エコライフを実践する。 ◆ 環境のイベントや環境保全活動に参加する。 ◆ 環境調査を行う。

◎高等学校の実践事例

市内の大学や大手家電メーカー・リサイクル会社と連携して「環境教育プログラム」を実施しました。家電品の開発からその廃品のリサイクルまで一連の家電品の流れを生徒に現場体験させることで、製品の開発や設計は、利用者が便利に使えるということばかりでなく「リサイクル」の視点からも研究が行われていることを生徒に伝えるのが目的です。このプログラムでは、実際に「液晶パネルの構造解明」や「家電品の再利用の現場の仕事」などを生徒が体験しました。



生徒からは、「リサイクルには高度の技術が必要だ。」「自分にも環境問題についてできることが身近にあると思う!」、「改めて分別しようと思ったし、友達にも分別するよう言いたい!」などの感想が寄せられました。生徒は資源の循環の価値を身体で感じてくれたようです。実際にリサイクル現場を生徒自身が体験し、「納得する」ことが、いかに重要であるかを改めて感じさせられる「サイエンスセミナー」となりました。皆の合言葉は「混ぜればゴミ、分ければ資源!」です。

(5) 成人期

人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識のうえに立って、環境の保全に配慮した望ましいはたらきかけのできる技能や判断力を身につけ、持続可能な社会づくりに参画する行動力を身につけることが重要です。さらに、豊富な知識や経験をもとに、環境教育指導者としての役割を担い、将来世代へ継承していくことが求められます。

テーマ	成人期の具体的な取り組み（例）
歴史・文化	◆ ならまち、奈良公園周辺の歴史遺産を巡り地元の歴史・文化にふれ、地域の良さを再発見する。 ◆ 歴史的な文化財や史跡、社寺を訪ね地域の歴史を学ぶ。 ◆ 地域の祭りや行事を子どもたちに伝えるなど、地域のさまざまな活動を将来の世代へ継承する。
自然(生物)	◆ 身近な花や樹木、野鳥などを観察し、郷土を愛する心や自然との共生について理解を深め、豊かな自然を保全・創造する。 ◆ 野生生物、森林、里山などの生態系を守り、未来に引き継ぐ。 ◆ いのちを尊び、自然を大切にすることを子どもたちに伝えていく。
水	◆ 節水を心がけ、家族みんなで実践することで、水の大切さを伝える。 ◆ 台所や洗濯、お風呂など家庭での生活排水対策を実践し、川を汚さないよう心がける。
大気	◆ アイドリングストップや、やさしい発進を心がけるなど、エコドライブを実践する。 ◆ 毎月20日の「ならマイカーひとやすみデー」にはマイカーの使用を控え、徒歩や公共交通機関を利用する。
廃棄物	◆ 3Rを実践する。 ◆ 買い物の際にはマイバッグを使用し、省包装の商品を選ぶ。 ◆ 紙パックや空き瓶、空き缶、ペットボトルなどを分別する。 ◆ 地域の清掃活動に参加する。
食	◆ 食の安全性、地産地消やフードマイレージなどについて学び、地元でとれた旬のものを消費するなど、環境への負荷が少ない行動を実践する。 ◆ 奈良の郷土料理や行事食などを紹介・実習し、若い世代へ伝えていく。 ◆ 農作物の栽培・収穫などを体験し、自然の豊かさを実感する。
エネルギー	◆ 省エネルギーを心がけ、家族みんなで実践する。 ◆ 家電製品を購入する際は、省エネ型製品を選択する。 ◆ エネルギー環境問題についての講座に参加し、エネルギーの基礎知識を得て、環境について考える。
地球環境	◆ 環境にやさしい生活を積極的に取り入れ、エコライフを実践する。 ◆ 地域の環境保全活動やイベントなどに参加する。 ◆ 日常生活と環境問題との関係を学び、自分たちで住みやすいまちづくりを目指す。 ◆ 環境リーダー育成講座などに参加し、地域の指導者として活動する。

4.5 地域で学べる環境教育テーマ

環境教育に活用できる取り組みや活動、場、施策などをテーマ別に紹介します。

(1) 歴史・文化

1) 世界遺産登録(8 資産群)

本市には世界的な歴史文化資産群があります。歴史や文化だけでなく、ライフスタイルや世界観、人や環境に対する見方・考え方、人と自然との関わり方なども学べる、環境教育の場としても非常に重要な世界遺産です。

市内の世界遺産登録(8 資産群)の概要

資 産 名 称	内 容
東 大 寺	聖武天皇の発願で建立された官寺で、金堂（大仏殿）、南大門など（正倉院正倉を含む）9 棟の国宝と 17 棟の重要文化財を登録。なお、大仏も金堂と一体として登録。
興 福 寺	藤原氏の氏寺として建立された寺。北円堂、五重塔など国宝 4 棟と重要文化財 2 棟を登録。
春 日 大 社	神の降臨する山として神聖視されていた御蓋山のふもとに、藤原氏の氏神を祀った神社。本社本殿の国宝 4 棟と重要文化財 27 棟及び史跡春日大社境内を登録。
春日山原始林	841 年に伐採が禁止されて以来、御蓋山とともに春日大社の社叢として保護されてきた原始林。社殿と一体となって形成されてきた大社の文化的景観を構成する資産である。特別天然記念物に指定されている。
元 興 寺	6 世紀に蘇我馬子が造営した飛鳥寺が平城京に移され、元興寺になった。極楽坊本堂、禅室の国宝 2 棟及び重要文化財 1 棟を登録。
薬 師 寺	天武天皇の発願で建立された官寺で、東塔、東院堂の国宝 2 棟、重要文化財 4 棟を登録。
唐 招 提 寺	戒律を学ぶための寺として唐僧・鑑真が 759 年に創建した寺。金堂、講堂など国宝 5 棟と重要文化財 1 棟を登録。
平 城 宮 跡	平城京の北端に位置する宮城跡で、国の政治や儀式を行う大極殿や朝堂院、天皇の居所である内裏、役所の遺跡。特別史跡に指定されている。

2) 歴史的風土保存区域

古都における伝統文化を保存し、次代に生きる人々に継承するため、歴史上意義を有する建造物や周囲の自然環境と一体となっている遺跡等を歴史的風土保存区域として指定するとともに、重要な地域については歴史的風土特別保存地区に指定しています。

本市では、春日山、平城京跡、西ノ京を歴史的風土保存区域に指定し、その中で春日山、平城京跡、聖武天皇陵、山陵、唐招提寺、薬師寺を歴史的風土特別保存地区として指定されています。

3) なら世界遺産・文化かるた

世界遺産をはじめ、数多くの有形・無形文化財や伝統文化・伝承遊びを題材にして「なら世界遺産・文化かるた」を作成しています。かるた遊びをしながら、奈良のまちを深く知り、自分たちの住んでいるまちに誇りを持ち、環境と人権について感心を持つ感性豊かな子どもの育成を図っています。

4) 市民考古サポーターの育成

埋蔵文化財調査センターでは、教育委員会が行う遺跡の発掘調査や出土遺跡の整理、展覧会の開催などに市民の力を受け入れ、支援ボランティアとして参加してもらう人材の育成のために、楽しく考古学の知識や技術の基礎を学べる講座を実施しています。講師は埋蔵文化財調査センターの職員が務めています。



市民考古サポーター育成講座

5) ならまち

歴史的景観の保全や町並みの活性化あるいは居住環境の改善等を図るため、奈良市都市景観条例により指定されている奈良町都市景観形成地区には、江戸時代後期から昭和前期にかけて建てられた伝統的な町家が多く残っています。ならまちの歴史的な町並みは、それぞれの建物が個性をもちながら、周辺の環境と調和し、訪れる人々にやすらぎとうるおいを与え、時には懐かしささえ感じさせてくれます。



ならまち格子の家

財団法人 ならまち振興財団は、ならまちにおいての地域振興および伝統的文化、芸能、工芸などの継承のための事業並びに文化施設などの管理運営事業を行っています。ならまちの古い歴史的な町並みを保存しつつ活性化を図るため、「ならまち散策マップ」の作成や、「ならまちわらべうたフェスタ」などのいろいろな遊び・体験などの多彩なイベントを開催しています。

(2) 自然（生物）

1) 春日山原始林

春日大社の東に連なる春日山は、古くから神が宿るとされ、春日大社の神山として保護されてきました。カシやシイ類などの常緑広葉樹林を中心に原始の姿を伝える山林として、国の特別天然記念物に指定されています。また、多数の動植物が生息し、学術的にも貴重な山林ですが、ハイキングコースともなっている柳生街道の滝坂の道もあり、気軽に原始林の魅力を体験することができます。

2) 市内の保存樹

保存が必要な樹木、また、地域の象徴的な存在にある樹木等の中で一定の基準に該当する樹木等を所有者の同意などを受け、保存樹として平成 20 年現在、24 本及び 2 巨樹群を指定しています。



薬師寺のクヌギ



月ヶ瀬尾山のヤマザクラ

3) 特定植物群落

本市には「忍辱山サギスゲ自生地」「春日山原始林」「若草山草原群落」「春日大社御蓋山原始林」「水越神社のシラカシ林」「天の池のヒメビシ群落」「吐山のスズラン群落」があります。

4) 大仏ホタル

毎年 6 月になると、東大寺大仏殿裏の林では、東大寺職員や地域住民によって保全されている「大仏ホタル」が飛び交うのを見ることができます。



吐山のスズラン群落

5) くろかみやま自然塾

5 月～11 月の第 4 日曜日に、黒髪山キャンプフィールドにおいて、さまざまな自然体験ができます。市内の小学生であれば応募が可能です。

6) こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援しています。2 人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）で構成され、地域における子どもたちが、自主的に環境活動に取り組んでいます。

(3) 水

1) 水に親しむ場所

佐保川には護岸を整備した、水辺の楽校・佐保せせらぎの里・大安寺河川公園など、身近に水とふれあえる場所があります。地域の子どもたちの大切な自然学習の場や憩いの場になっています。



佐保川水辺の楽校

2) 水源地などの見学

本市には、須川ダム(奈良市水道局)、布目ダム(独立行政法人水資源機構)、比奈知ダム(独立行政法人水資源機構)の水源地があります。水源地の見学会では、水道用水を確保するための工夫、水道水源の状況や課題等について学習できます。

また、浄水場は緑ヶ丘浄水場と木津浄水場の2箇所があり、緑ヶ丘浄水場の見学では、水の大切さ、水道水の安全性確保のための工夫、水道水が出来上がるまでの処理プロセス等を体験学習することができます。

3) 下水処理場の見学

本市には、平城浄化センターや青山清水園処理場をはじめ、10箇所の下水処理場があり、事前に申し込みれば見学することができます。下水道の役割、下水道を利用する場合の注意事項、家庭から排出した生活排水が浄化されるプロセス、処理された水の状況、汚泥の処理・処分方法などを体験学習することができます。

4) 生活排水対策（水質改善強化月間キャンペーン）

大和川の水環境改善をめざし、平成8年11月に建設省（現：国土交通省）と大阪府、奈良県により大和川水環境サミットが開催され、水質が悪化しやすくなる2月が「水質改善強化月間」に指定されました。また、水質汚濁の原因の約80%は家庭からの生活排水であることから、水質改善意識の向上を図るため、そして生活排水対策を呼びかけるための啓発活動を実施しています。

一人ひとりが日常生活において、身近な河川との関わりに気づき、家庭でできる生活排水対策を考え、実践する機会です。

(4) 大気

1) かおり風景 100 選

平成 13 年に環境省は、豊かな香りとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくための取り組みを支援する一環として、かおり環境として特に優れた 100 地点を認定する「かおり風景 100 選」事業を実施し、本市では、「なら燈花会のろうそく」と「ならの墨づくり」が認定されました。

■なら燈花会のろうそく■

なら燈花会は平成 11 年に始まり、毎年 8 月の 10 日間、世界遺産の地、奈良公園会場を中心に行われ、ろうそくの灯りに恩返しや未来への祈りをこめた心のかおりが漂います。燈花会には、ボランティアの参加希望者も多くあり、地域の人はもちろんのこと、他府県からも多くの希望者が参加します。



■ならの墨づくり■

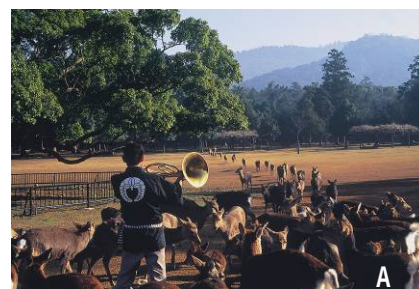
墨づくりは、にかわと松煙、油煙などの煤を練り合わせ、香料を加え、型に入れて乾燥させます。この地域での墨の生産は、長い歴史を有する伝統産業で、全国シェアの約 90% を占めています。墨の販売している店先や作業場から 1 年を通して、墨独特の心安らぐ香りが漂います。

2) 音風景 100 選

平成 8 年に環境庁は、環境負荷の少ない経済社会づくり、自然と人間の共生、あらゆる主体の参加等の目標を掲げた「環境基本計画」の趣旨を踏まえ、全国各地の人々がシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音と風景（音風景）を全国で 100 件認定し本市では「春日野の鹿と諸寺の鐘」が認定されました。

■春日野の鹿と諸寺の鐘■

早朝の春日野では、鹿寄せホルンの音とともに鹿の声が近づいてきます。夕暮れになると興福寺、東大寺などの鐘の音が辺りに響き、古都の一日の終わりを告げます。



(5) 廃棄物

1) 分別回収

市民、自治会、学校、事業者、行政が協働し、各地区で9種分別回収を実践しています。

市民は排出者責任、事業者は排出者責任と拡大生産者責任、市はごみ処理責任というそれぞれの立場でのごみに対する責任を果たし、ごみの発生抑制が行われ、再生可能な資源として循環させる仕組みを持ち、適正なごみ処理を行うことで、環境に配慮した行動を実践しています。

2) 清掃活動への参加

身近な場所の清掃活動は、美化意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を実践する機会です。また、地域ぐるみで活動を広げていくことにより地域コミュニティの再生にもつながります。

3) ごみ処理施設（環境清美工場）の見学

ごみ問題の現状を知るためにはごみ処理の現場を見ることも大切です。家庭などから出されたごみ、集められたごみのゆくえ、再資源化など資源の循環について学ぶことで、ごみの減量や再使用、リサイクルといった3Rの大切さを知り、日常生活での環境に配慮した行動の実践につながります。

4) イベントの開催

環境清美センターでは、「ごみゼロの日ならリサイクルフェスタ」(5月)と「環境フェスティバル」(10月)を開催しています。施設見学会や、市民活動団体・グループ等によるフリーマーケットなどが実施され、親子・家族・グループで気軽に参加できますので、ごみ問題を考えるきっかけにつながります。

5) 表彰制度

小中学生によるごみの減量やリサイクル活動の啓発ポスターの公募・表彰や民間主導型で、ごみの減量・リサイクル活動に取り組み、成果を上げている団体や事業者をイベントで顕彰しています。啓発ポスターの公募は、小中学生の環境教育にもつながり、市民の廃棄物問題に対する意識啓発に効果をもたらしています。また、優秀ポスターは、啓発チラシにも掲載利用し、幅広く市民に広報しています。



表彰式

(6) 食

1) 行事食・郷土料理

行事食とは、季節折々の伝統行事の際にいただく料理のことで、お正月のおせち料理、^{じん}入日の節句（1月7日）の七草がゆ、土用の丑のうなぎ、冬至のかぼちゃ、年越しそばなどがあります。それぞれの旬の食材を取り入れたものが多く、季節の風物詩の一つにもなっています。

郷土料理とは、その地域から得られる食材を使用し、その地域で発展した調理方法や調味法で作られた料理のことです。例えば、東大寺二月堂の修二会（お水取り）の練行衆の食事として供されてきた歴史のある「大和の茶がゆ」、米と炒った大豆をお茶で炊いた「奈良茶飯」、また、春日若宮おん祭で、自然の恵みに感謝し来年も米や野菜がたくさんとれるようにとの願いを込めて食べる「奈良のっぺ」など、奈良の郷土料理は数多く伝わっています。

2) 地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費するという意味だけでなく、その活動を通じて消費者と生産者を結び付ける取り組みです。食に対する安全性の問題や食物の輸送に係る温室効果ガスの削減効果もあり、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築が期待されています。また、食育や地域活性化にもつながります。

本市針町にある「道の駅針テラス」、月ヶ瀬地区や東部地区、一部の市街地やJAの施設などでは、地域で育った生鮮野菜やその地域の特産品の販売が行われています。利用者に「あんしん・あんぜん」を提供しているとともに、その土地の人情・歴史・文化・風景とのふれあいの場となっています。

3) 食育月間等の推進

食に対する知識や選択する力を取得して健全な食生活を実践できる人を育てるため、平成18年3月内閣府により、毎年6月が「食育月間」、毎月19日が「食育の日」と定められました。内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係府省が協力しつつ、地方公共団体や関係機関・団体も参加し、全国的な食育推進運動が展開されています。



食育啓発パンフレット

また、栄養・運動・喫煙など、個人の生活習慣を改善することでメタボリックシンドロームを予防し、健康で明るく元気に暮らせることを目指して、厚生労働省により毎年10月が「食生活改善普及月間」と定められ、関係省庁や地方公共団体、関係団体において食生活改善普及運動が実施されています。

4) ほのぼの親子ひろば

奈良市地域子育て支援センターにおいて実施している「ほのぼの親子ひろば」では、0～3歳の親子又は父子を対象として、子どもの年齢に応じたあそびや読み聞かせなどを行い、年間1回は「食育」をテーマとして取り入れ、子どもたちのよりよい成長を促しています。

(7) エネルギー

1) 太陽光発電の利用

2つの小学校(椿井小学校、済美小学校)と中央消防署には、それぞれ太陽光発電施設が設置されています。小学校においては、児童の環境教育に活用されています。

また、国立大学法人 奈良女子大学や奈良県立図書館にも設置されています。



太陽光発電 (椿井小学校)



発電システム表示板

2) 低公害車の導入

排出ガスがクリーンで温室効果ガスの排出量も少ない、人と地球にやさしい天然ガス自動車「地球号」を平成17年度に導入し、環境パトロール・各種イベント・ポイ捨て防止啓発活動などに使用しています。

また、低公害車の導入に努め、平成19年度末現在、ハイブリッド車9台、天然ガス車46台、低燃費かつ低排出ガス認定車23台を導入しています。



天然ガス自動車「地球号」

■車を置いて、出かけよう！■

車を使った時に出る1人当たりのCO₂排出量は、バスの約4倍、電車の約10倍にもなります。そのため、できるだけ電車やバスなどの公共交通機関を利用し、車に乗る時には、やさしい発進やアイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。また、近いところへは自転車や徒歩で出かけるようにしましょう。

市内には自転車道や遊歩道が整備されています。近鉄奈良駅前を起点に斑鳩町法隆寺を終点とする奈良自転車道は、東大寺大仏殿、平城宮跡や多くの名所・旧跡を通り、四季折々の風景を楽しみながらのんびり走ることができます。また、春日山原始林に整備されている遊歩道は、春日山の周囲を回る春日奥山遊歩道と柳生街道に続く東海自然歩道(滝坂の道)があり、太古の昔より守り続けられてきた原始林を身近に楽しむことができます。

車を置いて自転車や徒歩で出かけることで、車のエネルギー消費を抑えるだけでなく、新しい奈良を発見することができるかもしれません。



出典)「地球温暖化対策ハンドブック 地域実践編 2002/2003」JCCCA

(8) 地球環境

1) アイドリング・ストップの促進

自動車の排気ガスによる周辺環境や世界遺産への影響を削減するとともに、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域での駐車時の不必要なアイドリングを禁止しています。

市民・事業者だけでなく、国内外の多くの観光客が歴史・自然環境の保全の重要性を学び、環境に配慮した行動を実践する機会でもあります。

2) パーク＆ライド

春・秋の観光シーズンには、東大寺、興福寺等奈良公園周辺道路に発生する交通渋滞の緩和及び環境保全対策の一つとして、同時期の日曜日・祝日に市役所の駐車場を開放して、徒歩、自転車、公共の交通機関の利用を促進しています。多くの観光客に利用され、環境にやさしいまちづくりを推進しています。



レンタサイクル

3) オムニバスタウン計画

平成 12 年に国土交通省から「オムニバスタウン」の指定を受け、5 ヶ年計画を策定し、ノンステップバスの導入、バスロケーションシステムの整備拡大、やすらぎバスステーションの整備、駐車場案内システム等の事業を実施しました。事業期間終了後も継続実施し、交通に起因する環境負荷から、世界遺産をはじめとする多くの文化財や豊かな自然を守るとともに、安全で快適な交通環境の向上に取り組んでいます。



ノンステップバス

(アイドリング・ストップバス)

4) めざせ！1人、1日、1 kg CO₂削減

地球温暖化を解決するために世界が協力して作った京都議定書において、日本は温室効果ガスを 1990 年に比べて 6%削減することを約束しました。これを実現するため、国民全体で取り組むプロジェクト「チーム・マイナス 6%」が進んでいます。その中で、一人ひとりが日常生活においてできることから環境にやさしい取り組みを実践することで CO₂削減を目指すアクションプラン「めざせ！1人、1日、1 kg CO₂削減」が実施されており、本市においても、職員や市民への参加を呼びかけています。

5) ライトダウンキャンペーン

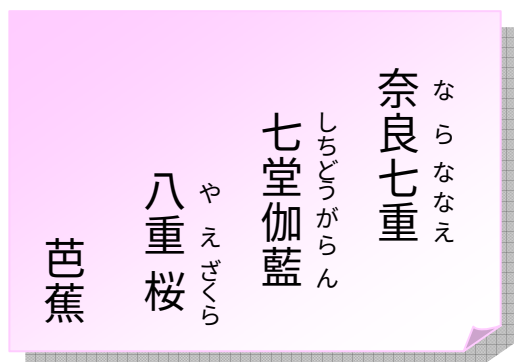
環境省では、平成 15 年より地球温暖化防止のため、夏至の日から数日間ライトアップ施設等の電気を消す「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」を呼びかけています。市内においては、平城京朱雀門、興福寺五重塔、浮見堂、薬師寺、東大寺、奈良県新公会堂、奈良国立博物館本館、春日大社一の鳥居などやレストラン、ホテルなどの民間施設が協力して、ライトダウンを実施しています。

環境教育を進めていくうえで、参考となる月間・週間、本市の事業並びに奈良の主な伝統行事や季節の行事食などを、環境教育カレンダーに示します。

なお、毎月19日は「食育の日」、毎月20日は「ならマイカーひとやすみデー」です。

環境教育カレンダー（1～5月）

月	月間・週間、本市の事業など		奈良の主な伝統行事	主な行事食
1	全国学校給食週間【1/24～30】		はつがまおおちやもりしき 初釜大茶盛式【西大寺】 若草山焼き 鹿寄せ	正月：おせち料理 じんじつ 人日の節句：七草がゆ 小正月：小豆がゆ
2	水質改善強化月間 省エネルギー月間		まんとうろう 節分万灯籠【春日大社】 ついなえ 追儼会（鬼追い式）【興福寺】 さいとうごま 節分柴燈護摩会【元興寺】	節分：福豆、恵方巻き、鰯
3	22日：国連水の日		しゅにえ 修二会（お水取り）【東大寺】	桃の節句：ちらし寿司 春分の日：ぼた餅
4	みどりの月間【4/15～5/14】 22日：アース・デイ（地球の日）	パーク＆ライド	かんぶつえ ぶっしょうえ 灌仏会・仏生会【東大寺】 花会式（修二会）【薬師寺】	
5	30日：ごみゼロの日 ごみ減量・リサイクル推進週間 【5/30～6/5】		たきぎおのう 薪御能【春日大社・興福寺】 うちわまき【唐招提寺】	たんご 端午の節句：柏餅、ちまき



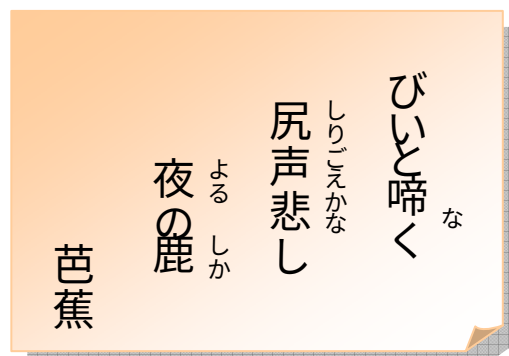
若草山焼き

環境教育カレンダー（6～12月）

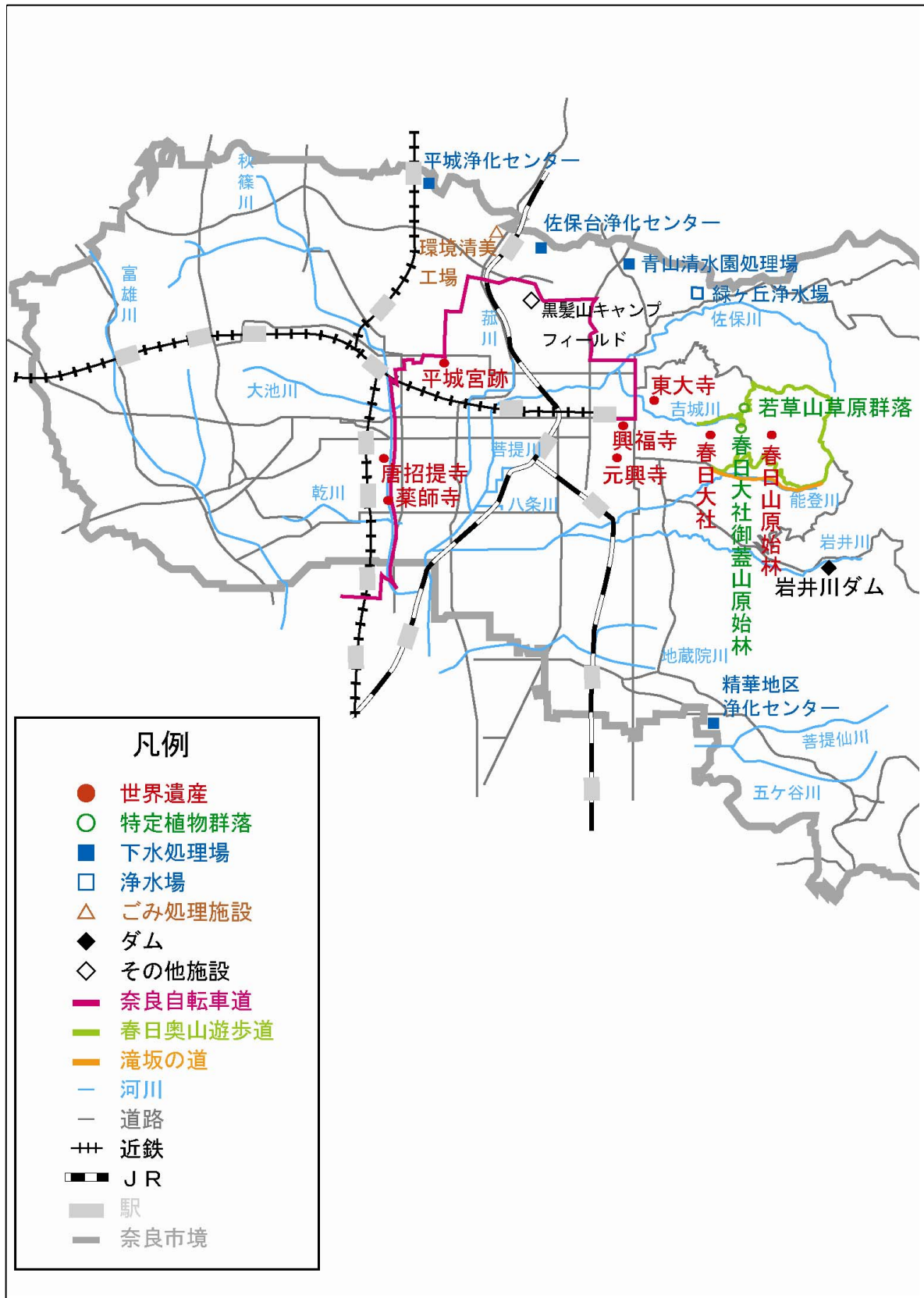
月	月間・週間、本市の事業など		奈良の主な伝統行事	主な行事食
6	環境月間 5日：環境の日（世界環境デー） 食育月間 水道週間【6/1～7】	夏の エコ ス タ イ ル	さいくさまつり 三枝祭【率川神社】 竹供養（がん封じ夏祭り） 【大安寺】	
7	河川愛護月間		おびとけこやすじそうえしき 帯解子安地藏会式【帯解寺】 けじょえ 解除会【東大寺】	土用の丑の日：うなぎ
8	1日：水の日 水の週間【8/1～7】 観光週間【8/1～7】 スター・ウィーク ～星空に親しむ週間～【8/1～7】		とうかえ なら燈花会 大文字送り火【高円山】 じそうえまんとうくよう 地藏会万燈供養【元興寺】	
9	オゾン層保護対策推進月間 環境衛生週間【9/24～10/1】		観月会【新薬師寺】 うねまつり 采女祭	十五夜：月見団子 秋分の日：おはぎ
10	3R推進月間 食生活改善普及月間 環境にやさしい買い物キャンペーン	パーク & ライ ド	鹿の角きり おきなまい 翁舞【奈良豆比古神社】	
11	エコドライブ推進月間 教育・文化週間【11/1～7】 文化財保護強調月間 文化財保護強調週間【11/1～7】		にいなめさい 新嘗祭【春日大社】	七五三：千歳飴
12	大気汚染防止推進月間 地球温暖化防止月間 2日：なら教育の日 なら教育週間【12/2～8】		春日若宮おん祭 【春日大社】	冬至：かぼちゃ 大晦日：年越しそば

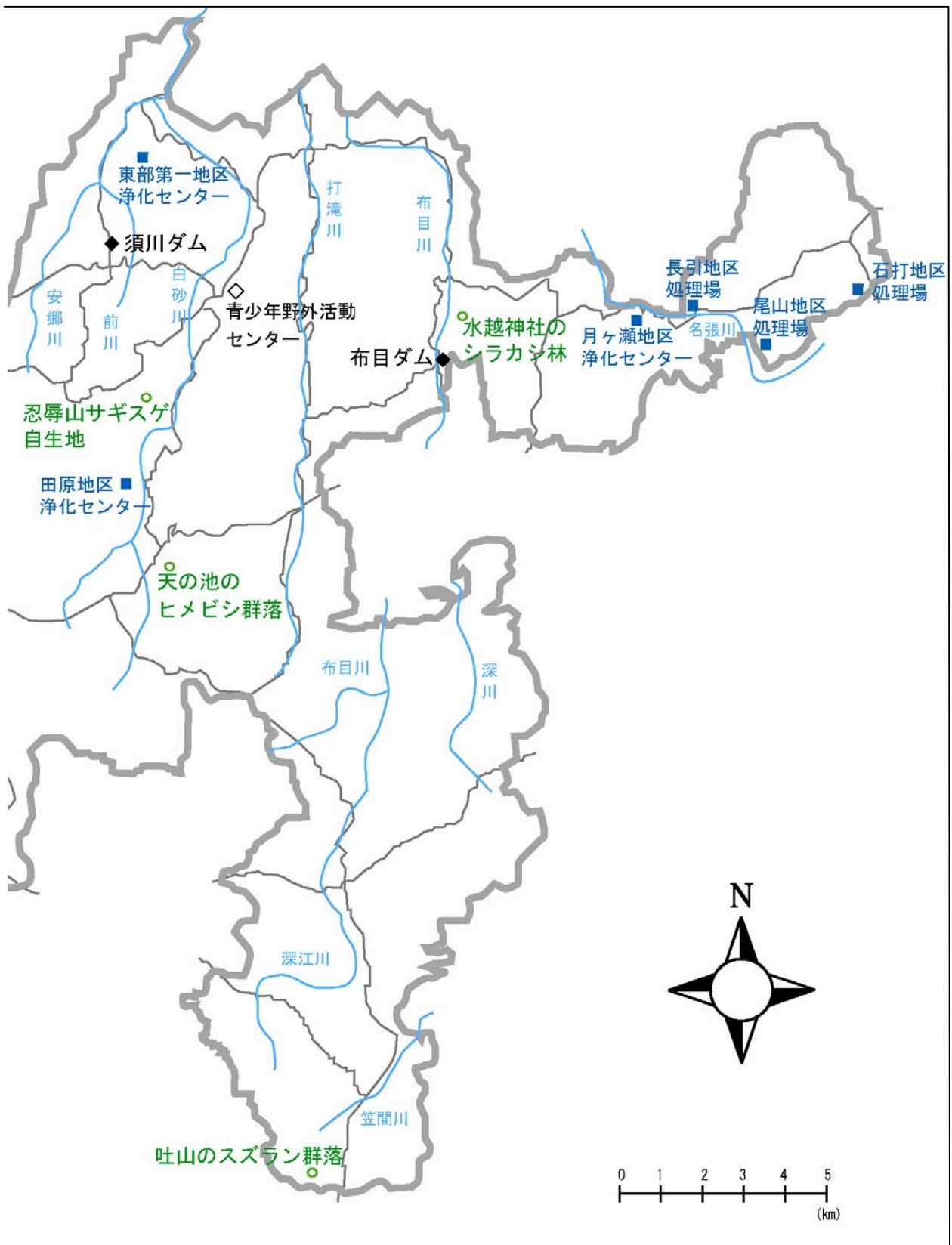


大文字送り火



環境教育マップ





第5章 推進体制

5.1 連携・推進体制

本市は、庁内外の関係機関等と連携を図り、各主体の意見を反映しながら、環境教育に関する施策や事業を実施していきます。

また、本市が実施する施策や事業だけでなく、さまざまな主体の取り組みについても、相互に情報交換、連携、協働できるしくみづくりを進めます。

(1) あらゆる主体への普及啓発

環境教育は幅広い分野に及び、また生涯を通じてあらゆる世代を対象とすることから、さまざまな機会において各主体への啓発を進め、意識の向上を図ります。

また、本市のホームページ中に環境教育に関するページを開設し、各課の事業やイベントなどをとりまとめて掲載することで、活用しやすい情報の発信を行います。

(2) 奈良市環境調整会議による進捗管理

本市の環境教育を総合的、体系的および効果的に展開するために、庁内関係各課で構成する「奈良市環境調整会議」において総合的な調整を行うとともに、本方針に基づく施策の着実な推進を図ります。

(3) 行政内部の連携強化

環境教育に関する施策は環境部門、農林部門、教育委員会、保健所等の各所管課において個別に実施されているため、今後は各課の連携を強化し、環境教育に関する情報を共有して効果的な施策や事業の展開を図ります。



5.2 フォローアップ

(1) 施策・事業の点検及び評価

本方針による市の施策や事業について、取り組みの状況や評価等を取りまとめ、ホームページなどに掲載します。また、必要に応じて関係部局と調整して、施策や事業の展開方法等の見直しを行います。

(2) 取り組み状況の調査・公表

アンケート調査などにより、家庭、地域、学校、事業者、各種団体等における環境教育に関する取り組み状況や成果について把握し、調査結果等を公表することで、今後の取り組みに活かします。

1. 環境教育をめぐる動向	
(1) 国際的な動向	資－1
(2) 国の動向	資－1
(3) 奈良県の動向	資－2
(4) 奈良市の動向	資－2
2. 環境教育関連施設	資－4
3. 環境教育に活用できるホームページ	資－7
4. 用語解説	資－8
5. 参考資料	資－11
6. 環境教育基本方針の策定経過	資－11
7. 奈良市環境審議会委員名簿	資－12

1. 環境教育をめぐる動向

(1) 国際的な動向

■ストックホルム人間環境宣言 昭和 47 年（1972 年）

環境問題全般について初めての大規模国際会議である国連人間環境会議で環境教育の重要性を指摘した。

■ベオグラード憲章 昭和 50 年（1975 年）～トビリシ宣言 昭和 52 年（1977 年）

環境教育の目的や環境学習の 5 つの目標（関心、知識、態度、技能、参加）・12 原則や、生涯教育として各国の教育施策へ取り込むべきであること等が示される。

■ナイロビ宣言 昭和 57 年（1982 年）～リオ宣言 平成 4 年（1992 年）

10 年間の成果を振り返り、今後 10 年間の環境の動向と優先的に取り組むべき課題を明らかにするとともに、広報・教育・研修を通じて環境の重要性に対する認識を高めることが重要であることや持続可能な開発を進めるため、各国各地域の様々な主体の参加と、国による情報提供と国民への啓発・参加促進の必要性が示される。

■テサロニキ宣言 平成 9 年（1997 年）

環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と呼ぶこともできると宣言し、持続可能な社会づくりと環境教育が不可分であることが示される。

■国連持続可能な開発のための教育の 10 年の決議 平成 14 年（2002 年）

持続可能な社会の実現のためには人づくりが重要であるとの認識から、わが国の提案を受けて「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の決議が第 57 回国連総会において採択される。

(2) 国の動向

■環境教育懇談会報告書 昭和 63 年（1988 年）

従来から公害教育、自然教育を中心に進められてきたが、環境教育の理念や基本方針を盛り込んだ報告書「みんなで築く『よりよい環境』をもとめて」が取りまとめられて以来、より広範な環境教育の必要性が指摘されるようになる。

■「環境基本法」制定 平成 5 年（1993 年）

環境教育・環境学習の振興が主要な施策の一つとして位置付けられる。

■中央環境審議会答申 平成 12 年（2000 年）

「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」が答申され、持続可能な社会の実現に向けた今後の環境教育・環境学習の基本的視点「場をつなぐ・主体をつなぐ・施策をつなぐ」や、具体的な施策等が示される。

■「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定 平成 15 年（2003 年）

■「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」決定 平成 16 年（2004 年）

都道府県および市町村においても自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する方針、計画等を作成するよう努めるとともに、国民等が環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう必要な施策を講じることとした。

■「国連持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」決定 平成 18 年（2006 年）

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」を決定し、重点分野政策プログラムの一つに「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」を掲げ、「活動と一体となった環境学習の推進」等の各種取組を展開することとしている。

（3）奈良県の動向

■「奈良県環境総合計画」策定 平成 8 年（1996 年）

■「新奈良県環境総合計画」策定 平成 18 年（2006 年）

環境問題の様態の変化、内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築し、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的に策定される。

（4）奈良市の動向

■「奈良市環境基本条例」「奈良市環境基本計画」策定 平成 11 年（1999 年）

“世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良”を目指して、平成 11 年 3 月に「奈良市環境基本条例」を制定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための「奈良市環境基本計画」を策定した。その中で、「すべての主体の参加と連携を図るまち」を基本目標として、基本施策の一つに“環境教育と環境学習の充実”を掲げた。

○奈良市の環境教育に係る条例・計画等

■「奈良市都市景観条例」制定 平成 2 年

貴重な景観を守り、育てるとともに、奈良にふさわしい魅力のある景観をつくり出すことにより、奈良のまちを一層愛着と親しみと誇りの持てるものとし、これを後世の市民に引き継いでいくことを目的とした。

■「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」制定 平成 6 年（1994 年）

美化促進重点地域における美観の維持増進を図り、国際文化観光都市としての美観の形成を目的とした。

■「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」制定 平成 11 年（1999 年）

歴史的文化遺産及びその周辺等において、アイドリング・ストップをすることにより、その文化遺産及び市民の生活環境の保全を目的とした。

■「オムニバスタウン計画」策定 平成 12 年（2000 年）

平成 12 年に国土交通省から“人・まち・環境にやさしいまちづくり”として「オムニバスタウン」の指定を受け、安心して快適なまちづくりをめざして、バス路線を中心とする公共交通機関の総合的整備を推進するための 5 ヶ年計画を策定した。期間終了後も事業を継続実施し、交通に起因する環境負荷から、世界遺産をはじめとする多くの文化財や豊かな自然を守るとともに、安全で快適な交通環境の向上に取り組んでいる。

■「奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例」制定 平成 14 年（2002 年）

自然の中で、私たちの周りには豊かな樹木や緑がありこれらの樹木等を保存し緑化を推進することにより、うるおいと安らぎのある生活を保全するとともに、この良好な自然環境を次世代に継承することを目的に制定した。

■「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画」策定 平成 15 年（2003 年）

■「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第 2 次）」策定 平成 20 年（2008 年）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 15 年 3 月に本市の事務及び事業に関し、自らが温室効果ガス排出等抑制の推進を実施し、温室効果ガスの削減目標を達成することを目的として策定した。

全職員が共通の認識のもと、温室効果ガスの削減に向けて積極的に取り組み、基準年度である平成 13 年度と比較して、平成 18 年度には「4.8%」の削減目標に対し、5.9%削減した。

平成 20 年 3 月、前計画が平成 19 年度で終了するにともない、なお一層、温室効果ガスの削減に向け、平成 18 年度を基準年度とし、新たに 3%の削減目標を掲げた平成 24 年度までの 5 ヶ年計画を策定した。

■「奈良市一般廃棄物処理基本計画」策定 平成 18 年（2006 年）

基本理念を「古都奈良の構成員としての自覚のもとに、全ての人や組織がごみに対して責任を持って行動し、循環型都市を支える」と定め、市民は排出者責任、事業者は排出者責任と拡大生産者責任、市はごみ処理責任というそれぞれの立場でのごみに対する責任を果たし、ごみの発生抑制が最大限に行われ、発生抑制できなかったものは資源として循環させる仕組みを持ち、適正なごみ処理を行う都市を目指し策定した。

■「奈良市食育推進計画」策定 平成 20 年（2008 年）

食生活の乱れ、食の安全・安心の低下など食をめぐる様々な社会的な問題に対し、食育を市民運動として推進し、取組みにおける市民参画・協働が一層進むことを目指し策定した。

基本理念を『「食」を通じて健全な心と体を培い、健康で豊かな生活が送れるまちづくり』とし、重点目標を①規則正しい食習慣を身につける ②「食」を選択する力を身につける ③食文化を通じて豊かな心を育てると定めそれに対応する行動目標（「市民一人ひとりが目指したい姿（行動）」）を①毎朝朝食をとろう ②バランスの取れた食事をしよう、食の安全性を見極めよう ③食に対する感謝の気持ちを大切にしようとした。

■平成 21 年度版「奈良市教育目標」策定 平成 21 年（2009 年）

学校教育校種別の重点に、幼稚園では、「身近な自然と触れ合う中で、生命や自然を大切にしたい気持ちや態度を育てる。」小学校では、「生命及び自然を大切にする心と環境保全に努める態度を育てる。」中学校・高等学校では、「生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度を育てる。」など環境教育に関する項目を定めた。

2. 環境教育関連施設

1) 埋蔵文化財調査センター

〔施設の概要〕

地下に埋蔵された文化財を市民共有の財産として適切に保護し、後世に引き継ぐため、埋蔵文化財の発掘調査、研究、ならびに出土品の整理、保存をおこなうとともに、その資料活用を図るための事業を行っている。

〔所在地〕 〒630-8135 大安寺西二丁目 281 番地

〔連絡先〕 0742-33-1821



2) 青少年野外活動センター

〔施設の概要〕

青少年が自然と親しみ、自然観察、野外活動、研修など自由に自主的に活動するための施設。青少年（3～25歳）を中心とした団体であれば、家族、地域グループなど幅広く利用できる。

〔所在地〕 阪原町 25-1

〔連絡先〕 0742-93-0029



3) 黒髪山キャンプフィールド

〔施設の概要〕

自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るためのキャンプ場。青少年（3～25歳）を中心とした団体であれば、家族、地域グループなど幅広く利用できる。

〔所在地〕 奈良阪町 1731

〔連絡先〕 0742-26-4777



4) 水源・浄水場

〔施設の概要〕

水源として須川ダム（総貯水容量 796,600 m³）布目ダム（総貯水容量 17,300,000 m³）比奈知ダム（総貯水容量 20,800,000 m³）がある。また、浄水場として緑ヶ丘浄水場・木津浄水場があり、取り入れた水を「水道法」に基づく水質基準に適合した水として送り出すために、沈でん、ろ過、消毒という3段階の浄水処理を行っている。

〔連絡先〕 奈良市水道局 経営管理課 0742-34-5200



5) 下水処理場

[施設の概要]

	1	2	3	4	5
名称	平城浄化センター	青山清水園処理場	佐保浄化センター	月ヶ瀬地区浄化センター	精華地区浄化センター
所在地	奈良市朱雀3丁目13-1	奈良市青山1丁目6	奈良市佐保台3丁目902-7	奈良市月ヶ瀬月瀬398-1	奈良市高樋町475-1
	6	7	8	9	10
名称	田原地区浄化センター	東部第1地区浄化センター	尾山地区処理場	石打地区処理場	長引地区処理場
所在地	奈良市此瀬町34番地	奈良市下狹川町1718-3番地	奈良市月ヶ瀬尾山2098	奈良市月ヶ瀬石打1	奈良市月ヶ瀬長引64-3

[連絡先] 下水道管理課

0742-34-4751



6) ごみ処理施設（環境清美工場）

[施設の概要]

焼却処理施設として 480t/24hr の燃焼能力、粗大ごみ破砕処理施設として 100t/5hr の処理能力を有し、資源の循環について学ぶことができるごみ処理施設見学や、啓発ビデオやパンフレットなどの貸し出し・提供をはじめ、啓発パネルなど啓発資材の展示、依頼に応じての職員の派遣も行っている。

[所在地] 〒631-0801 左京五丁目 2 番地

[連絡先] 啓発資材の貸出など：企画総務課（電話：0742-71-3001）
ごみ処理施設の見学：環境清美工場（電話：0742-71-3000）



7) 地域子育て支援センター

[施設の概要]

子育て相談や、地域における様々な保育サービス・子育てに関する情報のお知らせなどを行っている。また、0～3歳の親子又は父子を対象として実施している「ほのぼの親子ひろば」では、子どもの年齢に応じたあそびや読み聞かせなどを行い、年間1回は母子指導の一環として「食育」を取り入れ、子どもたちのよりよい成長を促している。

[所在地] 〒630-8122 三条本町 8-1

（奈良市男女共同参画センター「あすなら」内）

[連絡先] 0742-33-5560



8) 生涯学習センター・公民館

〔施設の概要〕

生涯学習の拠点として、楽しく学び、楽しく習う「生涯楽習」を長く続けるため、生涯学習に関する情報の収集、提供、発信のほか学習講座の開催などさまざまな事業を行っている。

〔 H P 〕 <http://manabunara.jp/index.html>

〔連絡先〕 0742-26-5600



9) 都祁交流センター

〔施設の概要〕

様々な文化活動など豊かな生活を目指す市民の多様なニーズに対応する、地域間の交流と文化活動の拠点となる施設。

〔所在地〕 都祁白石町 1133 番地

〔連絡先〕 0743-82-2112



10) 奈良市ボランティアセンター

〔施設の概要〕

ボランティア活動をしてみたいけど、どうすればいいのかわからない、ボランティアをお願いしたいけど、どこで相談すればいいのかわからないなど、市民のボランティア活動を支援するための活動を行っている。

〔所在地〕 〒630-8113 法蓮町 1702-1

〔連絡先〕 0742-22-1122

〔 H P 〕 http://www.naraymca.or.jp/nvc_home/



3. 環境教育に活用できるホームページ

(平成 21 年 3 月現在)

タイトル	URL等
奈良市	http://www.city.nara.nara.jp/
奈良市の環境	環境保全課
パーク＆ライド	市民安全課
さわやかクリーン奈良 【アダプトプログラム推進事業】	市民参画課
文化施設	文化振興課
生涯学習	生涯学習課
廃棄物関連	環境清美部
奈良市保存樹マップ	農林課
グリーンサポート制度	公園緑地課
まなび・かがやきネット（学校教育課）	http://www.naracity.ed.jp/
奈良市水道局	http://www.h2o.nara.nara.jp/index.html
学ぶ奈良（財団法人 奈良市生涯学習財団）	http://manabunara.jp/
奈良市観光情報センター（（社）奈良市観光協会）	http://narashikanko.jp/
財団法人 ならまち振興財団	http://www1.kcn.ne.jp/~narazai/
奈良県	http://www.pref.nara.jp/
奈良の魅力映像BOX（広報広聴課）	http://www.miryoku.pref.nara.jp/
奈良県の環境情報サイトエコなら（環境政策課）	http://www.eco.pref.nara.jp/
奈良のうまいもの（マーケティング課）	http://www.pref.nara.jp/norinbu/umaimono/
佐保川【水辺の楽校・佐保せせらぎの里・大安寺河川公園】（河川課）	http://www.pref.nara.jp/kasen/fun/park_new/park_new.htm
内閣府（食育推進）	http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html
文部科学省	http://www.mext.go.jp/
経済産業省	http://www.meti.go.jp/
資源エネルギー庁	http://www.enecho.meti.go.jp/
環境省	http://www.env.go.jp/
インターネット自然研究所	http://www.sizenken.biodic.go.jp/
こどもエコクラブ	http://www.ecoclub.go.jp/
チーム・マイナス6%-みんなで止めよう温暖化-	http://www.team-6.jp/
ECO学習ライブラリー（文部科学省/環境省）	http://www.eeel.jp/
地球環境パートナーシッププラザ	http://www.geic.or.jp/geic/
きんき環境館	http://www.kankyokan.jp/
EICネット（（財）環境情報普及センター）	http://www.eic.or.jp/
（社）日本環境教育フォーラム	http://www.jeef.or.jp/index.html
日本環境教育学会	http://www.soc.nii.ac.jp/jsoee/

4. 用語解説

○アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時や信号待ち、荷物の上げ下ろし時、乗客の乗り降り時に、エンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動にも用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に効果がある。

○音風景 100 選

平成 8 年 7 月環境庁は、環境負荷の少ない経済社会づくり、自然と人間の共生、あらゆる主体の参加等の目標を掲げた「環境基本計画」の趣旨を踏まえ、全国各地の人々がシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音と風景(音風景)として全国で 100 件認定した。本市では、「春日野の鹿と諸寺の鐘」が認定されている。

○オムニバスタウン

交通渋滞、大気汚染、交通事故の増加などの都市問題を解決するために、バスをはじめとする公共交通機関の利用を促進し、環境にやさしく、人にやさしいまちづくりを目指し、1997 年 5 月に運輸省・建設省（現：国土交通省）、警察庁によって開始された制度のことである。オムニバスタウンに指定されると、市町村が主体となりオムニバスタウン計画を策定し、国土交通省及び警察庁からの支援や整備を受け、計画を実行することができる。

○かおり風景 100 選

平成 13 年 11 月環境省は、豊かな香りとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくための取り組みを支援する一環として、かおり環境として特に優れた 100 地点を認定する「かおり風景百選」事業を実施した。本市から「なら燈花会のろうそく」と「ならの墨づくり」が認定されている。

○環境配慮型製品

廃棄量を少なくしたり、リサイクルしやすい設計をするなど、環境に与える影響を少なくするよう配慮した製品。

○企業の社会的責任（CSR）

CSR は、Corporate Social Responsibility の頭文字をとった表現で、「企業の社会的責任」を指す。持続可能な社会を目指すためには、行政、民間、非営利団体のみならず、企業も経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考えのもとに成立した概念。

○国際文化観光都市

国際的な観光等の文化・親善を促進する地域として指定された都市。本市は、昭和 25 年に「奈良国際文化観光都市建設法」により指定された。

○こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に環境活動を展開できるよう、平成7年から環境省が応援している事業。2人以上の子どもとそれを支える大人(サポーター)1人以上が集まれば登録でき、こどもたちが身近な環境活動に自由に取り組んでいる。

○3R

リデュース(Reduce) リユース(Reuse) リサイクル(Recycle) の3つの英語の頭文字「R」をとったもの。

リデュース(Reduce)：廃棄物の発生抑制。省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて、製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物となる形での資源の利用を極力少なくすること。

リユース(Reuse)：再使用。いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ、製品として再使用を図ること。または、再使用可能な部品の利用を図ること。

リサイクル(Recycle)：再資源化。いったん使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料やエネルギーとして利用すること。

○酸性雨

酸性雨は、化石燃料燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象で、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として一般に水素イオン濃度(pH)が用いられており、酸性度が強いほど pH は低くなる。酸性雨は pH5.6 以下。

○COD パックテスト

一般的に河川などの汚れを調べる指標として使われているのは BOD（生物化学的酸素要求量）であり、これは微生物が汚れを分解する際に消費する酸素量のことである。一方、COD（化学的酸素要求量）は、BOD と同じく汚れを調べる指標だが、微生物の代わりに薬品を使って酸素消費量を調べるため短時間で測定できる。どちらも数値が低いほど汚染度は低い。COD パックテストは、COD のめやすを簡単に調べることができる検査キット。

○市民活動団体

営利を目的とせず、自発的、継続的に社会的活動を行う団体で公益法人でないもの。特定非営利活動法人（NPO 法人）や法人格を持たない NPO、ボランティア団体などをいう。

○省エネルギー

資源の枯渇や地球温暖化を防ぐため、電力・石油・ガスなどのエネルギー消費の節約を図ること。

○新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池の 14 種類。

○生物多様性

生物多様性には 3 つのレベル(生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性)があり、生き物の「個性」と「つながり」を形成し、様々な環境に適応して進化し、地球上には 3000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれている。

生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられているが、人間活動等の影響により、多くの生きものたちが絶滅の危機に瀕しており、すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように行動することが求められている。

○地球温暖化

化石燃料の燃焼等により、大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化により海面の上昇や気候の変化等を生じ、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

○奈良市地球温暖化対策地域協議会（通称：ならエコ・エコの和）

市民（個人、団体）・NPO・事業者・行政等が協働して地球温暖化対策等の活動を推進し、環境（エコロジー）も経済（エコノミー）も持続可能な社会をめざすため平成 20 年 10 月に設立された。

○フィルターバッジ

薬品をしみこませたろ紙を小型のバッジに入れ一定期間外気にさらすことにより、大気中の二酸化窒素を簡易的に測定するもの。

○フードマイレージ

食料が消費者に届くまで、どれくらいの距離を輸送されてきたのかを数字で表したもの。食料輸入量×輸出入国首都間の距離（単位：トン・キロメートル）を輸入国別に算出・集計して表す。農産物の輸送による環境負荷を計る指標の 1 つとして、英国の消費者運動家ティム＝ラングが 1994 年から提唱したもの。環境負荷を軽減するためには、食料自給率のアップや地産地消の実践が重要とされる。

○歴史的風土保存区域

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等に基づき、古都の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況が指定されている。

5. 参考資料

- ・ 人間環境宣言（ストックホルム宣言）
/国連人間環境会議（ストックホルム会議）（1972 年）
- ・ トビリシ宣言/トビリシ会議（1977 年）
- ・ ナイロビ宣言/国連環境計画（UNEP）特別会合（ナイロビ会議）（1982 年）
- ・ テサロニキ宣言/（テサロニキ会議（1997 年））
- ・ これからの環境教育・環境学習―持続可能な社会を目指して
/中央環境審議会答申（2001 年）
- ・ 国連持続可能な開発のための教育の 10 年 国連総会決議/第 57 回国連総会（2002 年）
- ・ 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針/環境省（2004 年）
- ・ わが国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画
/「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」関係省庁連絡会議（2006 年）

パンフレット

- ・ 国連持続可能な開発のための教育の 10 年がはじまります/環境省
- ・ はじまる×はじめる ESD
/「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」関係省庁連絡会議
- ・ 「つながり」に気づき、あなたから始めよう。/環境省・文部科学省
- ・ 21 世紀環境教育プラン/環境省

6. 環境教育基本方針の策定経過

平成 20 年

- 6 月 12 日 第 1 回庁内検討会・第 1 回作業部会
- 7 月 環境教育関連事業に関する庁内調査（第 1 回）
- 8 月 5 日 第 2 回作業部会
- 9 月 環境教育関連事業に関する庁内調査（第 2 回）
- 10 月 10 日 第 3 回作業部会
- 11 月 27 日 奈良市環境審議会（仮称）奈良市環境教育基本方針（案） 諮問
- 12 月 1 日 パブリック・コメント（募集期間：12 月 1 日～1 月 5 日）

平成 21 年

- 1 月 28 日 第 2 回庁内検討会・第 4 回作業部会
- 2 月 19 日 奈良市環境審議会
- 3 月 6 日（仮称）奈良市環境教育基本方針（案） 答申

7. 奈良市環境審議会委員名簿

	赤 井 正 一	奈良市自治連合会代表
会 長	木 村 優	奈良産業大学教授
	久 保 博 子	奈良女子大学准教授
	坂 本 成 彦	奈良商工会議所代表
	清 水 順 子	奈良県生活協同組合連合会専門委員（ならコープ常任理事）
副会長	相 馬 秀 廣	奈良女子大学教授
	谷 口 正	奈良県工業技術センター統括主任研究員
	辻 富 和	奈良青年会議所代表
	峠 宏 明	奈良市議会議員
	中 川 鈴 枝	奈良市地域婦人団体連絡協議会代表
	中 澤 隆	奈良女子大学教授
	西 田 正 憲	奈良県立大学教授
	野 末 勝 宏	弁護士
	前 迫 ゆ り	大阪産業大学教授
	松 岡 克 彦	奈良市議会議員
	松 村 佳 子	奈良教育大学教授
	山 田 優	大阪市立大学名誉教授
	山 中 益 敏	奈良市議会議員

（五十音順・敬称略）

奈良市環境教育基本方針

平成 21 年 3 月

奈良市 企画部 環境保全課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

電 話 0742-34-4591

F A X 0742-36-5466

E-mail kankyouhozen@city.nara.lg.jp

H P <http://www.city.nara.nara.jp>